

平成 1 7 年度業務実績報告書

資料編

平成 1 8 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

平成 17 年度業務実績報告書 資料編 一覧

項	目	資料番号	資 料 名
業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			
	1. 組織運営の効率化		
	2. 業務運営の効率化	資料 - 1 資料 - 2 資料 - 3 資料 - 4	機構組織・業務運営体制（機構内に設置した主要委員会一覧） ホームページ管理・運用体制 申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図 経理電算システムに係る業務処理のフロー
	3. 経費の効率化・削減		
	4. 業務における環境配慮	資料 - 5 資料 - 6 資料 - 7	平成 17 年度環境に配慮した物品・役務の調達状況 平成 17 年度独立行政法人環境再生保全機構環境配慮のための実行計画 平成 16、17 年度電力使用量、用紙使用量の実績
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			
		資料 - 8	ホームページのサイト別・月別利用状況
	1. 公害健康被害の補償及び予防業務	資料 - 9 資料 - 10 - 資料 - 10 - 資料 - 11 資料 - 12 資料 - 13 - 資料 - 13 - 資料 - 14 資料 - 15 資料 - 16 資料 - 17 資料 - 18 資料 - 19 資料 - 20 資料 - 21 資料 - 22 資料 - 23 資料 - 24 資料 - 25	徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移 徴収義務の一部を商工会議所に委託している理由 公害保健福祉事業実態調査概要（平成 17 年度） 旧第一種被認定者数の年度別推移 補償給付費納付金の年度別推移 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移 公害健康被害予防基金債権運用状況 知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例 平成 17 年度環境保健分野に係る調査研究概要 平成 17 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要 環境保健分野に係る公募内容 調査研究評価の評価項目 調査研究課題に対する具体的な評価例 平成 17 年度知識の普及事業実施状況 平成 17 年度知識の普及事業に係るアンケート調査結果 平成 17 年度研修事業実施状況等 平成 17 年度助成事業実施状況
	2. 地球環境基金業務	資料 - 26 資料 - 27 資料 - 28 資料 - 29	平成 18 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項 海外採択一覧 助成金交付手続きのフロー（平成 17 年度） 地球環境基金助成事業評価の流れ図

項	目	資料番号	資料名
		資料 - 3 0 資料 - 3 1 資料 - 3 2 資料 - 3 3 資料 - 3 4	平成 1 7 年度助成金採択案件の内訳 (参考)平成 1 8 年度助成金採択案件の内訳 不登校・ひきこもり児童等の環境教育による回復支援調査事業の概要 民間団体からのニーズ一覧 平成 1 7 年度地球環境基金市民大学校開催一覧
3 .	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	資料 - 3 5	ポリ塩化ビフェニル (P C B) 廃棄物処理基金業務について
4 .	維持管理積立金の管理業務	資料 - 3 6	維持管理積立金業務について
5 .	石綿健康被害救済業務	資料 - 3 7 資料 - 3 8 資料 - 3 9 資料 - 4 0 資料 - 4 1 資料 - 4 2	石綿による健康被害の救済に関する法律の概要 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行 (救済給付の支給関係の施行) について 認定申請・特別遺族弔慰金等請求書受付状況 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求に係る認定状況 医学的判定の申出の状況、医学的判定の状況 石綿救済給付申請受付保健所等一覧
予算 (人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画			
短期借入金の限度額			
重要な財産の処分等に関する計画			
剰余金の使途			
その他主務省令で定める業務運営に関する計画			
		資料 - 4 3 資料 - 4 4 資料 - 4 5	業務計画表及び発揮能力評価表 平成 1 7 年度職員研修実績 静岡 (富士) 地区大気汚染対策緑地建設事業の概要

機構組織・業務運営体制（機構内に設置した主要委員会一覧）

<外部委員により構成する委員会>

（敬称略）

名称	委員会の役割	委員構成
業務評価委員会	機構が担う個々の業務運営の向上に資するために設置している個別業務委員会の委員長、委員と経営の専門家で構成し、各分野の業務に精通し、かつ専門的、客観的立場からの業務の質の改善につながる助言・提言等をいただき、これら提言等を業務運営に反映させることを目的としている。	個別業務の運営のための委員会等の委員長、委員及び経営の専門家 構成：5名 委員長 鈴木継美 公害健康被害補償予防業務評議員会議長 委員 浜中裕徳 公害健康被害補償予防業務評議員 委員 宮本昭正 環境保健調査研究評価委員会委員長 委員 松下和夫 地球環境基金運営委員会評価専門委員会主査 委員 北川正人 千代田化工建設(株)元社長 任期：2年
公害健康被害補償予防業務評議員会	公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業について、実施状況の報告を受け、公害健康被害補償予防業務に関する重要事項を審議することにより、本制度の円滑な運営に資することを目的としている。	ばい煙発生施設等設置者、特定施設等設置者の加入している団体、連合会の役員及び業務の適正な運営に必要な学識を有する者 構成：それぞれ10人以内 議長 鈴木継美 東京大学名誉教授 委員 伊藤範久 電気事業連合会専務理事 委員 梅本吉彦 専修大学法学部教授 委員 浦田 隆 (社)日本自動車工業会環境委員会副委員長 委員 大竹由紀子 全国人権擁護委員連合会総務委員会副委員長 委員 金谷俊宗 日本商工会議所環境委員会委員長 委員 栗本 駿 石油連盟環境安全委員会副委員長 委員 篠原善之 (社)日本化学工業協会環境安全委員会委員長 委員 関沢秀哲 (社)日本鉄鋼連盟環境政策委員会委員長 委員 新美春之 (社)日本経済団体連合会環境安全委員会共同委員長 委員 浜中裕徳 慶應義塾大学環境情報学部教授 委員 光岡和彦 大阪市都市環境局環境部長 委員 横山裕道 淑徳大学国際コミュニケーション学部人間環境学科教授 委員 渡辺 修 (財)休暇村協会理事長 任期：2年

名称	委員会の役割	委員構成																																																											
公害健康被害予防事業調査研究評価委員会	<p>公害健康被害予防事業で実施する環境保健分野、大気環境の改善分野のそれぞれの調査研究について、専門分野の学識経験者からなる評価委員会において評価を行うことを目的としている。</p> <p>なお、評価結果は、調査研究の構成、研究計画の見直し及び調査研究費の配分の見直しなどに反映させる。</p>	<p>環境保健分野、大気環境の改善分野それぞれの専門分野の学識経験者</p> <p>構成：それぞれ7名以内</p> <p>(環境保健調査研究評価委員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> <th>専門分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>宮本昭正</td> <td>東京大学名誉教授</td> <td>臨床医学(物理療法内科)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>内山巖雄</td> <td>京都大学大学院工学研究科教授</td> <td>公衆衛生学</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>鳥居新平</td> <td>愛知学泉大学家政学部教授</td> <td>臨床医学(小児科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>野村 瞭</td> <td>(財)復光会専務理事</td> <td>公衆衛生学</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>福地義之助</td> <td>順天堂大学医学部教授</td> <td>臨床医学(呼吸器内科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>古庄卷史</td> <td>九州栄養福祉大学教授</td> <td>臨床医学(小児科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>眞野健次</td> <td>帝京医学技術専門学校副校長</td> <td>臨床医学(呼吸器内科)</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期：3年</p> <p>(環境改善調査研究評価委員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> <th>専門分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>猿田 勝美</td> <td>神奈川大学名誉教授</td> <td>衛生工学(環境工学)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>太田 勝敏</td> <td>東洋大学国際地域学部教授</td> <td>都市工学</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>鹿島 茂</td> <td>中央大学理工学部教授</td> <td>都市工学(交通計画)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>大聖泰弘</td> <td>早稲田大学理工学部教授</td> <td>機械工学(自動車対策)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>若松伸司</td> <td>(独)国立環境研究所PM2.5、DEP研究プロジェクトリーダー</td> <td>衛生工学</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期：3年</p>				区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	宮本昭正	東京大学名誉教授	臨床医学(物理療法内科)	委員	内山巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	公衆衛生学	同	鳥居新平	愛知学泉大学家政学部教授	臨床医学(小児科)	同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学	同	福地義之助	順天堂大学医学部教授	臨床医学(呼吸器内科)	同	古庄卷史	九州栄養福祉大学教授	臨床医学(小児科)	同	眞野健次	帝京医学技術専門学校副校長	臨床医学(呼吸器内科)	区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学(環境工学)	委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学	同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学(交通計画)	同	大聖泰弘	早稲田大学理工学部教授	機械工学(自動車対策)	同	若松伸司	(独)国立環境研究所PM2.5、DEP研究プロジェクトリーダー	衛生工学
		区分	氏名	所属等	専門分野																																																								
		委員長	宮本昭正	東京大学名誉教授	臨床医学(物理療法内科)																																																								
		委員	内山巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	公衆衛生学																																																								
		同	鳥居新平	愛知学泉大学家政学部教授	臨床医学(小児科)																																																								
		同	野村 瞭	(財)復光会専務理事	公衆衛生学																																																								
		同	福地義之助	順天堂大学医学部教授	臨床医学(呼吸器内科)																																																								
		同	古庄卷史	九州栄養福祉大学教授	臨床医学(小児科)																																																								
		同	眞野健次	帝京医学技術専門学校副校長	臨床医学(呼吸器内科)																																																								
		区分	氏名	所属等	専門分野																																																								
		委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学(環境工学)																																																								
		委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授	都市工学																																																								
		同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学(交通計画)																																																								
		同	大聖泰弘	早稲田大学理工学部教授	機械工学(自動車対策)																																																								
		同	若松伸司	(独)国立環境研究所PM2.5、DEP研究プロジェクトリーダー	衛生工学																																																								

名称	委員会の役割	委員構成
地球環境基金 運営委員会 地球環境基金 運営委員会 のもと下表の 専門委員会を 設置	民間環境保全活動の助 成の実施に関する事項、 民間環境保全活動の振興 のための調査研究等の実 施に関する事項及びその 他地球環境基金に係る業 務運営に関する重要事項 を調査審議し、本事業の 円滑な運営を図ることを 目的としている。	外部有識者 構成：20人以内 委員長 森嶋 昭夫 (財)地球環境戦略研究機 関理事長 委員 石井 直子 (社)ガールスカウト日本 連盟会長 委員 今井 通子 地球環境・女性連絡会代 表 委員 内海 孚 (株)日本格付研究所取締役 社長 委員 大内 照之 (財)世界自然保護基金ジ ャパン会長 委員 大久保尚武 日本経団連自然保護協議 会会長 委員 門田 衛士 (社)共同通信社常務監事 委員 小澤紀美子 東京学芸大学教授 委員 佐々木 元 経済同友会地球環境工 ネルギー委員会委員長 委員 滝鼻 卓雄 (株)読売新聞東京本社代 表取締役社長・編集主幹 委員 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委員 福川 伸次 (財)機械産業記念事業財 団会長 委員 藤村 宏幸 (株)荏原製作所名誉会長 委員 船戸 良隆 (特定)国際協力NGO センター理事長 任期：2年

名称	委員会の役割	委員構成
助成専門委 員会	民間環境保全活動の助 成対象について、専門的 立場から調査審議する。	構成：15名以内 委員構成については、公正な採択を行うため 非公表としている。 任期：2年
評価専門委 員会	民間環境保全活動の助 成対象活動の評価につい て、専門的立場から調査 審議する。	構成：15名以内 主査 松下 和夫 京都大学大学院地球環境 学堂教授 委員 石田 健一 東京大学海洋研究所助手 委員 加藤 哲夫 (特定)せんだい・みやぎN POセンター代表理事 委員 熊岡 路矢 (特定)日本国際ボランティ アセンター代表理事 委員 浜本由里子 (特定)市民社会創造ファン ドプログラムオフィサー 委員 山崎 唯司 (特定)国際協力NGOセン ター理事・事務局長 委員 若林千賀子 若林環境教育事務所代表 任期：2年

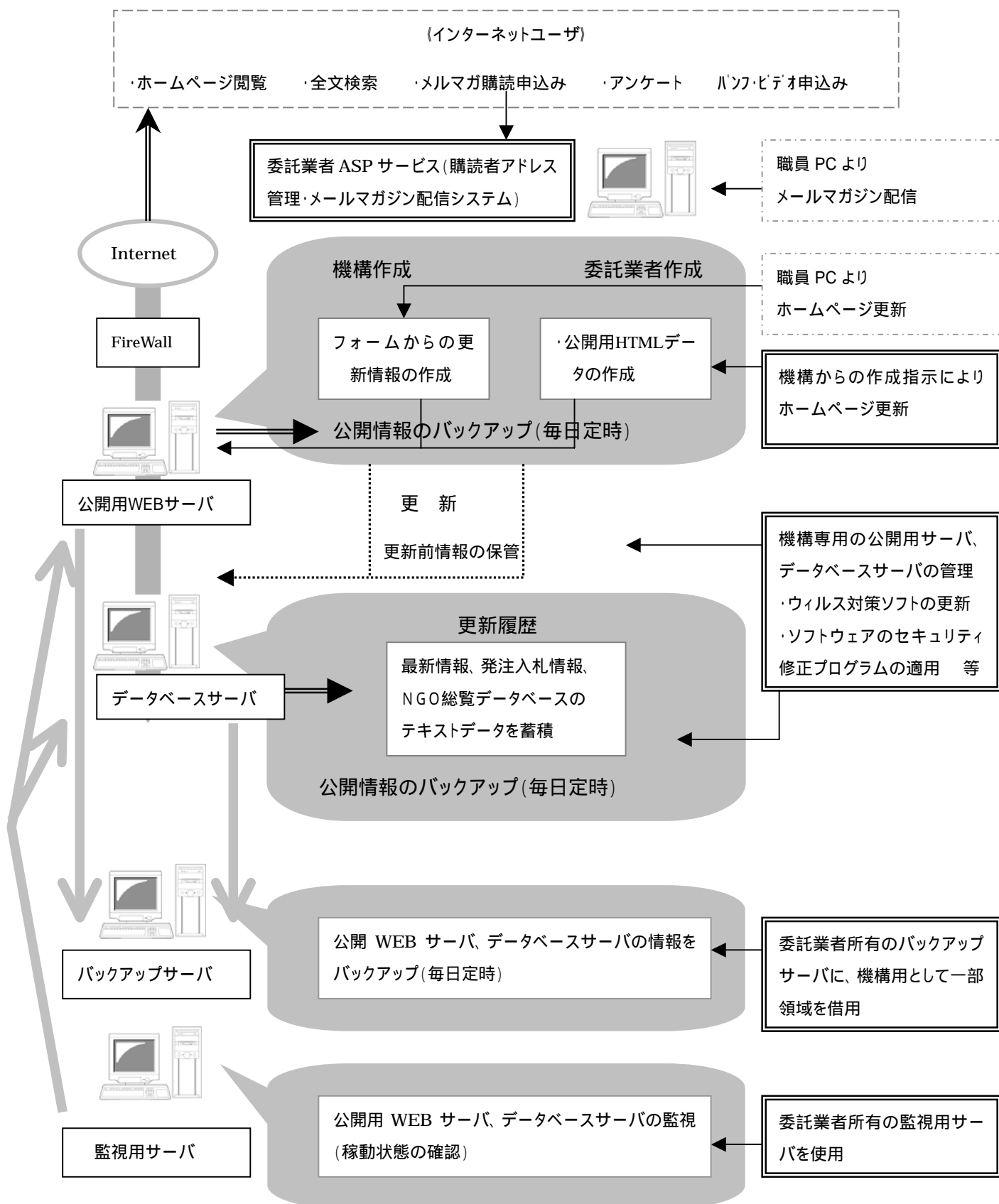
(特定):特定非営利活動法人

名称	委員会の役割	委員構成
入札監視委員会 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)	機構が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等の報告を受け、一般競争及び指名競争に係る参加・指名の理由及び経緯等の審議を行い、意見具申又は勧告を行うなど工事に関する入札・契約の適正化を図ることを目的としている。	入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験者等 構成：3名 委員長 安原 正(株)サンシャインシティ代表取締役会長) 委員 岩河信文(株)都市計画研究所顧問) 委員 菅野 雄(流通経済大学法学部教授) 任期：1年

<機構内部(役職員)により構成する委員会>

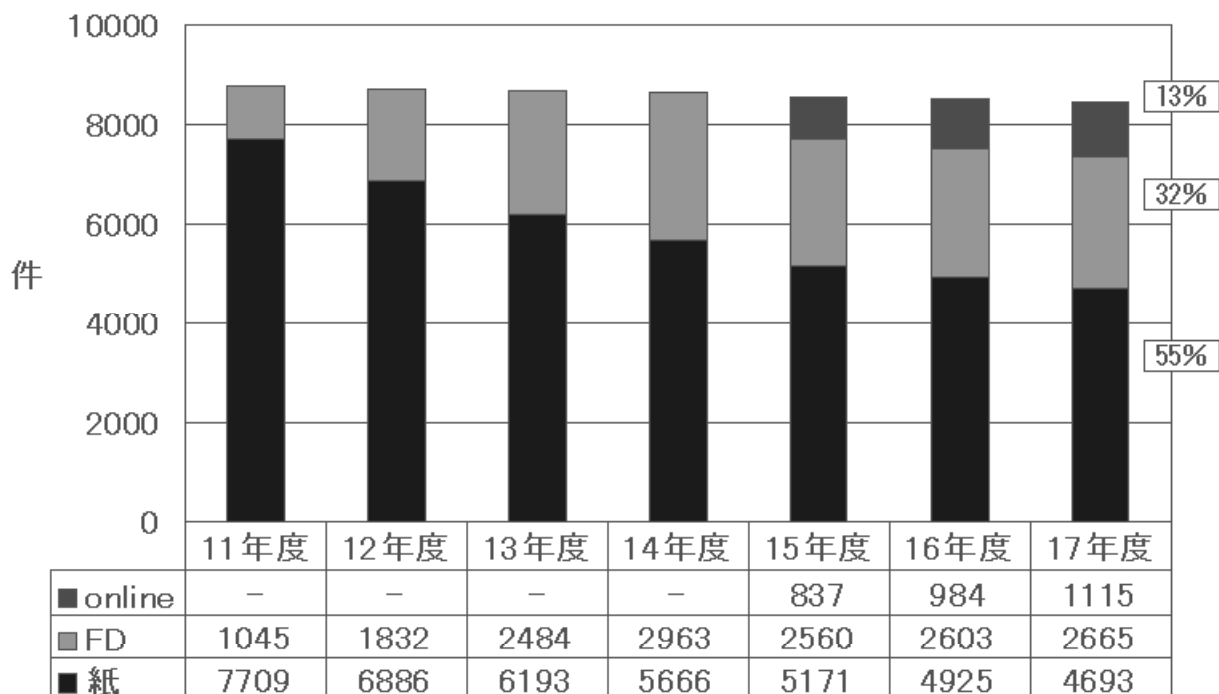
名称	委員会の役割
理事会	機構の業務運営の基本となる規程等の制定・改廃、中期計画、年度計画その他重要事項を審議する。
部課長会議	各部の所管に係る業務の重要事項に関する審議及び各部相互間の連絡調整を行う。
資金管理委員会	資金の管理及び運用について、関係各部との意見交換等情報の共有化を図り、資金の安全かつ効率的な運営に資する。
衛生委員会 (労働安全衛生法)	機構における衛生管理に関し、職員の健康障害の防止、職員の健康の保持増進、労働災害の原因及び再発防止対策等に関する事項について調査審議する。
情報セキュリティ委員会	機構の情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準を定め、情報セキュリティの確保を図ることを目的に、情報システムの整備及び運用方針の決定並びに重大な問題が生じた場合における対応方針を決定するとともに、情報資産の適正な管理を行う。
債権管理委員会	債権の管理及び回収の適正な執行を図るため、債権の管理及び回収に係る基本方針の策定、未収債権及び償還猶予の処理方針の策定等を行う。
入札・契約手続運営委員会	工事、設計、監理、測量及び調査の請負業者又は委託業者の選定の公正を確保するため、請負等契約に係る選定について調査審議する。

ホームページ管理・運用体制



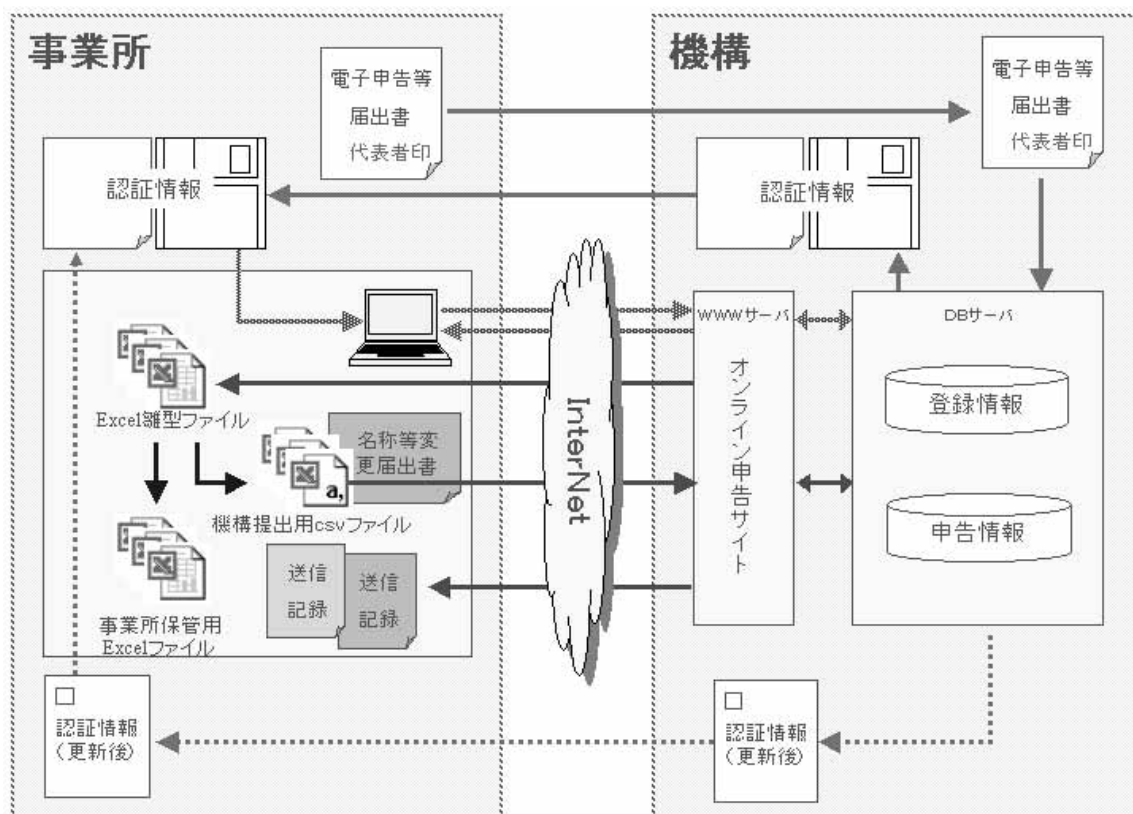
申告方式別申告事業所数の推移及びオンライン申告の概念図

1. 申告方式別申告事業所数の推移



平成 17 年度申告者数 8,473 件 (本部 6,452 件 支部 2,021 件)

2. オンライン申告の概念図

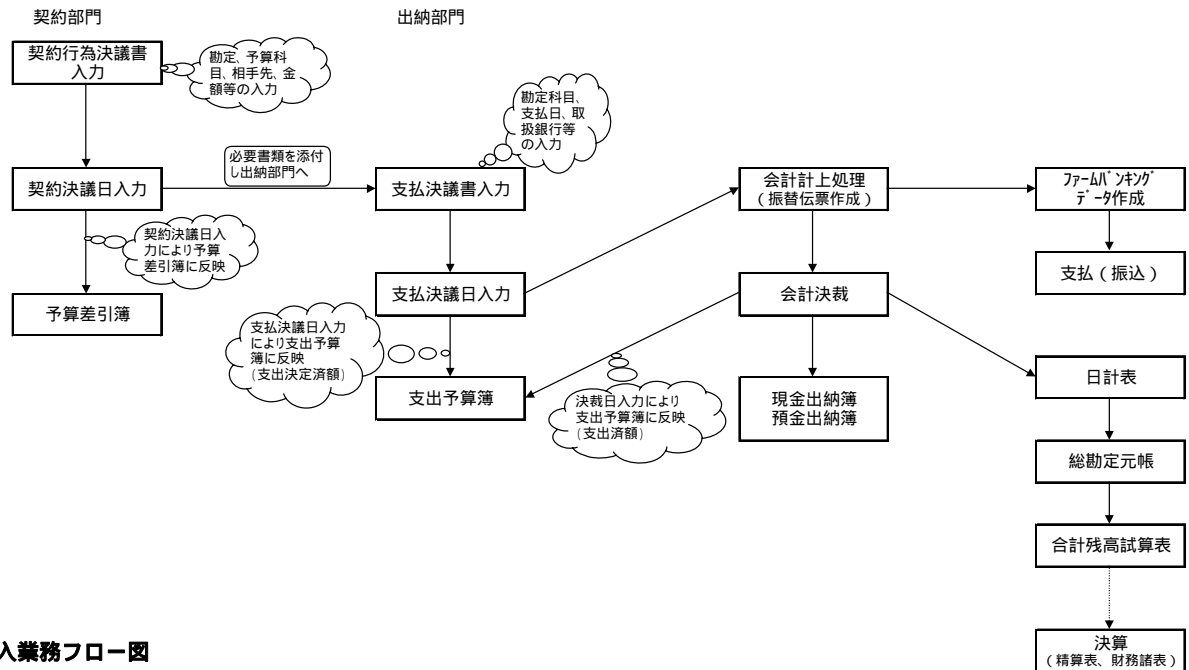


経理電算システムに係る業務処理のフロー

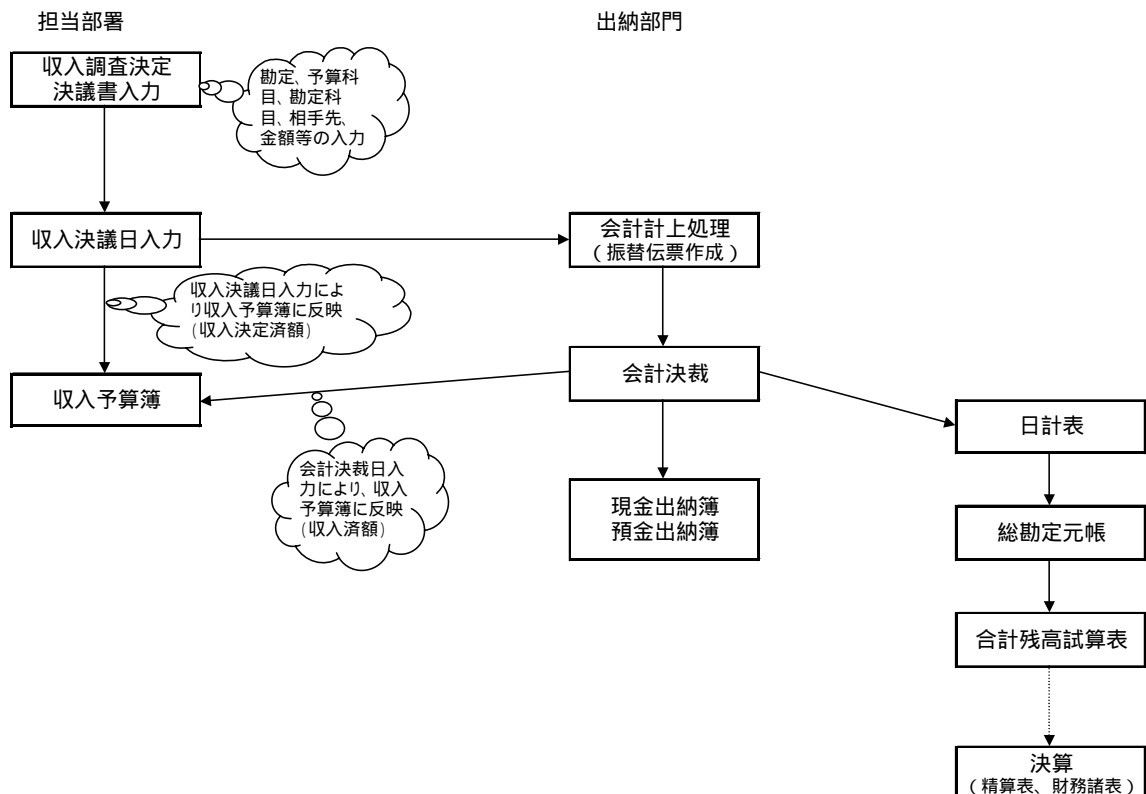
新システムについて

- ・日常業務で使用するPCでそのまま処理できるため、別途専用機を要しない
- ・収入決定及び契約行為に係る処理（予算科目を伴うもの）は、データが出納まで流れることにより、各帳簿の記帳が不要（予算科目と勘定科目を対応させるマスタを登録）
- ・上記により、合計残高試算表データを自動作成（予算科目を伴わないもの（資金移動等）は振替伝票の作成が必要）
- ・相手方マスタに登録された振込先データによりCSV形式によるファームバンキングデータを作成

支払業務フロー図



収入業務フロー図



平成17年度環境に配慮した物品・役務の調達状況

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	特定調達物品の調達率 = / = /	目標達成率 = / (一部 = /)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合		備考
							調達量 の内数	調達量	具体的仕様の主な例		
紙 類 (8)	コピー用紙	100 %	4709.75 kg	4709.75 kg	100 %	100 %	0 kg	0 kg			
	フォーム用紙	100 %	3.5 kg	3.5 kg	100 %	100 %	0 kg	0 kg			
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100 %	1.1 kg	1.1 kg	100 %	100 %	0 kg	0 kg			
	ジアソ感光紙	100 %	0 kg	0 kg	%	%	0 kg	0 kg			
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	100 %	1.16 kg	1.16 kg	100 %	100 %	0 kg	0 kg			
	印刷用紙(カラー用紙)	100 %	24 kg	24 kg	100 %	100 %	0 kg	0 kg			
	トイレットペーパー	100 %	0 kg	0 kg	%	%	0 kg	0 kg			
	ティッシュペーパー	100 %	0 kg	0 kg	%	%	0 kg	0 kg			
文具類 (76)	シャープペンシル	100 %	45 本	45 本	100 %	100 %	0 本	0 本			
	シャープペンシル替芯	100 %	33 個	33 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	ボールペン	100 %	264 本	264 本	100 %	100 %	0 本	0 本			
	マーキングペン	100 %	200 本	200 本	100 %	100 %	0 本	0 本			
	鉛筆	100 %	36 本	36 本	100 %	100 %	0 本	0 本			
	スタンプ台	100 %	7 個	7 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	朱肉	100 %	1 個	1 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	印章セット	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	ゴム印	100 %	35 個	35 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	回転ゴム印	100 %	10 個	10 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	定規	100 %	2 個	2 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	トレー	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	消しゴム	100 %	5 個	5 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	ステープラー	100 %	19 個	19 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	ステープラー針リムバー	100 %	40 個	40 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	連射式クリップ(本体)	100 %	8 個	8 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	事務用修正具(テープ)	100 %	6 個	6 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	事務用修正具(液状)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	クラフトテープ	100 %	26 個	26 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	粘着テープ(布粘着)	100 %	41 個	41 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	両面粘着紙テープ	100 %	22 個	22 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	製本テープ	100 %	2 個	2 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	ブックスタンド	100 %	10 個	10 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	ペンスタンド	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	クリップケース	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	はさみ	100 %	7 個	7 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	マグネット(玉)	100 %	15 個	15 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	マグネット(バー)	100 %	3 個	3 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	テープカッター	100 %	5 個	5 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	パンチ(手動)	100 %	5 個	5 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	紙めくりクリーム	100 %	2 個	2 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	鉛筆削(手動)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	OAクリーナー(ウエットタイプ)	100 %	1 個	1 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	OAクリーナー(液タイプ)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	ダストブロワー	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	レターケース	100 %	6 個	6 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	メディアケース(FD・CD・MO用)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	マウスパッド	100 %	17 個	17 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	丸刃式紙裁断機	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台			
	カッターナイフ	100 %	6 個	6 個	100 %	100 %	0 個	0 個			
	カッティングマット	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	デスクマット	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	OHPフィルム	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	絵筆	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
	絵の具	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個			
墨汁	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
のり(液状)(補充用を含む。)	100 %	2 個	2 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
のり(固形)	100 %	59 個	59 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
のり(テープ)	100 %	17 個	17 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
ファイル	100 %	3280 冊	3280 冊	100 %	100 %	0 冊	0 冊				

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	特定調達物品の調達率 = /	目標達成率 = / (一部 = /)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合	備考		
							調達量 の内数	調達量 の内数				
	バインダー	100 %	241 冊	241 冊	100 %	100 %	0 冊	0 冊				
	ファイリング用品	100 %	1941 個	1941 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	アルバム	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	つづりひも	100 %	1 個	1 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	カードケース	100 %	3 個	3 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	事務用封筒(紙製)	100 %	350 枚	350 枚	100 %	100 %	150 枚	0 枚				
	窓付き封筒(紙製)	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚				
	けい紙・起案用紙	100 %	100 個	100 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	ノート	100 %	45 冊	45 冊	100 %	100 %	0 冊	0 冊				
	タックラベル	100 %	8 個	8 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	パンチラベル	100 %	9 個	9 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	インデックス	100 %	256 個	256 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	付箋紙	100 %	951 個	951 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	付箋フィルム	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	黒板拭き	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	ホワイトボード用イレーザー	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	額縁	100 %	10 個	10 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	ごみ箱	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	リサイクルボックス	100 %	60 個	60 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	名札(机上用)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
機器類(10)	いす	100 %	73 脚	73 脚	100 %	100 %	0 脚	0 脚				
	机	100 %	49 台	49 台	100 %	100 %	0 台	0 台				
	棚	100 %	0 連	0 連	%	%	0 連	0 連				
	収納用什器(棚以外)	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台				
	ローパーティション	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台				
	コートハンガー	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台				
	傘立て	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台				
	掲示板	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	黒板	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個				
	ホワイトボード	100 %	1 個	1 個	100 %	100 %	0 個	0 個				
OA 機器(11)	コピー機等	コピー機等合計	購入	100 %	0 台	0 台	100 %	100 %	0 台	0 台		
			リース・レンタル(新規)	100 %	3 台	3 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(継続)		4 台	4 台			0 台	0 台		
		コピー機	購入		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(継続)		2 台	2 台			0 台	0 台		
		複合機	購入		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(新規)		3 台	3 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(継続)		2 台	2 台			0 台	0 台		
		拡張性デジタルコピー機	購入		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台		
		プリンタ等	プリンタ等合計	購入	100 %	2 台	2 台	100 %	100 %	0 台	0 台	
				リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台	
				リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台	
	プリンタ		購入		2 台	2 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台		
			リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台		
	ファクシミリ	購入		0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台			
	スキャナ	購入	100 %	0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台			
	磁気ディスク装置	購入	100 %	0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台			
	ディスプレイ	購入	100 %	0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台			
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台			

分野	品目	購入 リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)	目標値	総調達量	特定調達物 品等の調達量	特定調達物品 の調達率 = / = /	目標達成率 = / (一部 = /)	判断の基準より 高い水準を満足 する物品等を調 達した場合		備考
								調達量 の内数	判断の基準を満足しない物品等 を調達した場合 具体的仕 様の主な例	
	シュレッダー	購入	100 %	1台	1台	100 %	100 %	0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
	デジタル印刷機	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)			0台 0台	0台 0台			0台 0台	0台 0台		
家電製品(4)	電気冷蔵庫・冷凍庫 冷凍冷蔵庫	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
	電気便座	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
リース・レンタル(新規)			0台	0台			0台	0台		
リース・レンタル(継続)			0台	0台			0台	0台		
エアコンディ ション等(3)	エアコンディショナー	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
	ガスヒートポンプ式 冷暖房機	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
ストーブ	購入	100 %	0台	0台			0台	0台		
	リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台		
	リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台		
温水器等(4)	電気給湯器	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
	ガス温水器	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台	
	石油温水器	購入	100 %	0台	0台			0台	0台	
		リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		0台 0台	0台 0台			0台 0台	0台 0台	
ガス調理機器	購入	100 %	0台	0台			0台	0台		
	リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台	0台		
	リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台	0台		
照 明 (2)	蛍光灯照明器具	Hiインバータ方式器具	100 %	0台	0台			0台	0台	
		インバータ方式以外器具	100 %	0台	0台			0台	0台	
		高周波点灯専用形(Hi ピコスター)形又はスター形	100 %	0本	0本			0本	0本	
	蛍光管	100 %	0本	0本			0本	0本		
自動車等(3)	電気自動車	購入	0	0台	0台					
		リース・レンタル(新規)	0	0台	0台					
		リース・レンタル(継続)		0台	0台					
	天然ガス自動車	購入	0台	0台	0台					
		リース・レンタル(新規)		0台	0台					
		リース・レンタル(継続)		0台	0台					
	メタノール自動 車	購入	0台	0台	0台					
		リース・レンタル(新規)		0台	0台					
		リース・レンタル(継続)		0台	0台					
	ハイブリッド自動 車	購入	0台	0台	0台					
		リース・レンタル(新規)		0台	0台					
		リース・レンタル(継続)		0台	0台					
燃料電池自動 車	購入	0台	0台	0台						
	リース・レンタル(新規)		0台	0台						
	リース・レンタル(継続)		0台	0台						
17年度低排出 75%低減かつ 低燃費+5%	購入	0台	0台	0台						
	リース・レンタル(新規) リース・レンタル(継続)		0台 0台	0台 0台						

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	特定調達物品の調達率 = /	目標達成率 = / (一部 = /)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合		備考
							調達量	調達量の内数	調達量	具体的仕様の主な例	
用車	17年度低排出75%低減かつ低燃費	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	17年度低排出50%低減かつ低燃費+5%	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	12年度低排出75%低減かつ低燃費+5%	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	その他	購入		0台					0台		
		リース・レンタル(新規)		0台					0台		
		リース・レンタル(継続)		0台					0台		
一般	電気自動車	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	天然ガス自動車	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	メタノール自動車	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	ハイブリッド自動車	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
燃料電池自動車	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/			
	リース・レンタル(新規)		0台	0台							
	リース・レンタル(継続)		0台	0台							
公用車	17年度低排出75%低減かつ低燃費+5%	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	17年度低排出75%低減かつ低燃費	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	17年度低排出50%低減かつ低燃費+5%	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
	17年度低排出50%低減かつ低燃費	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/		
		リース・レンタル(新規)		0台	0台						
		リース・レンタル(継続)		0台	0台						
12年度低排出75%低減かつ低燃費+5%	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/			
	リース・レンタル(新規)		0台	0台							
	リース・レンタル(継続)		0台	0台							
12年度低排出75%低減かつ低燃費	購入	0台	0台	0台	%	%	/	/			
	リース・レンタル(新規)		0台	0台							
	リース・レンタル(継続)		0台	0台							
その他	購入	100%	0台	0台				0台			
	リース・レンタル(新規)		0台	0台				0台			
	リース・レンタル(継続)		0台	0台				0台			
ETC対応車載器		0個	0個	0個	%	%	/	/			
VICS対応車載機		0個	0個	0個	%	%	/	/			

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	特定調達物品の調達率 = /	目標達成率 = / (一部 = /)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		備考	
							調達量 の内数	判断の基準を満足しない物品等を調達した場合 具体的な仕様の主な例		
消火器 (1)	消火器	%	0 本	0 本	%	%	0 本	0 本		
制服・作業服 (2)	制服	100 %	0 着	0 着	%	%	0 着	0 着		
	作業服	100 %	17 着	17 着	100 %	100 %	0 着	0 着		
インテリア・寝装 寝具 (9)	カーテン	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚		
	タフテッドカーベット	100 %	0 m ²	0 m ²	%	%	0 m ²	0 m ²		
	タイルカーベット	100 %	0 m ²	0 m ²	%	%	0 m ²	0 m ²		
	織じゅうたん	100 %	0 m ²	0 m ²	%	%	0 m ²	0 m ²		
	ニードルパンチカーベット	100 %	0 m ²	0 m ²	%	%	0 m ²	0 m ²		
	毛布	購入	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(新規)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(継続)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
	ふとん	購入	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(新規)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(継続)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
	ベッドフレーム	購入	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台	
リース・レンタル(新規)			0 台	0 台			0 台	0 台		
リース・レンタル(継続)			0 台	0 台			0 台	0 台		
マットレス	購入	100 %	0 個	0 個	%	%	0 個	0 個		
	リース・レンタル(新規)		0 個	0 個			0 個	0 個		
	リース・レンタル(継続)		0 個	0 個			0 個	0 個		
作業手袋 (1)	作業手袋	100 %	5 組	5 組	100 %	100 %	0 組	0 組		
その他雑種製品 (3)	集会用テント	購入	100 %	0 台	0 台	%	%	0 台	0 台	
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台			0 台	0 台	
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台			0 台	0 台	
	ブルーシート	購入	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(新規)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
		リース・レンタル(継続)		0 枚	0 枚			0 枚	0 枚	
	防球ネット	100 %	0 枚	0 枚	%	%	0 枚	0 枚		
設 備 (4)	太陽光発電システム	0 kw	0 kw	0 kw	%	%				
	太陽熱利用システム	0 m ²	0 m ²	0 m ²	%	%				
	燃料電池	0 kw	0 kw	0 kw	%	%				
	生ゴミ処理機	食堂事業者が設置		0 台	0 台					
		自ら設置	購入	0 台	0 台	%	%			
			リース・レンタル(新規)		0 台	0 台				
リース・レンタル(継続)		0 台	0 台							
公共工事 (55)		別途								
役 務 (5)	省エネルギー診断	0 件	0 件	0 件	%	%				
	印刷	100 %	12 件	12 件	100 %	100 %	0 件	0 件		
	食堂	生ゴミ処理機設置	0 件	0 件	0 件	%	%			
		処理委託	0 件	0 件	0 件					
	自動車専用タイヤ更生	0 件	0 件	0 件	%	%				
	自動車整備	100 %	0 件	0 件	%	0 %		0 件		
	判断基準を要件として求めて発注したもの	100 %		0 件						

公共工事調達実績

	品目名		単位	数量			数量割合(%)	備考
	品目分類	品目名		特定調達物品等	類似品等	合計		
1		建設汚泥から発生した処理土	m3	0.0	0.0	0.0		
2	盛土材等	土工用水砕スラグ	m3	0.0	0.0	0.0		
3	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m3	0.0	0.0	0.0		
4	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル材	再生加熱アスファルト混合物	m3	0.0	0.0	0.0		
5		再生骨材等	m3	489.0	0.0	489.0	100.0	
10	アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	0.0	0.0	0.0		
6		高炉スラグ骨材	m3	0.0	0.0	0.0		
7	コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	m3	0.0	0.0	0.0		
8		銅スラグ骨材	m3	0.0	0.0	0.0		
9		電気炉酸化スラグ骨材	m3	0.0	0.0	0.0		
11	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m3	0.0	0.0	0.0		
12	小径丸太材	間伐材	m3	3.0				
13	混合セメント	高炉セメント	t	0.0	0.0	0.0		
14		フライアッシュセメント	t	5.5	0.0	5.5	100.0	
15	セメント	エコセメント	個	0.0				
16	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m3	7,206.0				
17	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m3	0.0	0.0	0.0		
18		下塗用塗料(重防食)	kg	0.0	0.0	0.0		
19	塗料	低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	m2	0.0	0.0	0.0		
20		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m2	35.0	0.0	35.0	100.0	
21	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m2	0.0	0.0	0.0		
22	土木用シート	再生材料を用いた防砂シート(吸出防止材)	m2	0.8	0.0	0.8	100.0	
23		パークたい肥	kg	45,760.0	0.0	45,760.0	100.0	
24	園芸資材	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	0.0	0.0	0.0		
25	道路照明	環境配慮型道路照明	台	0.0	0.0	0.0		
26	タイル	陶磁器質タイル	m2	20.0	0.0	20.0	100.0	
27	建具	断熱サッシ・ドア	工事数	0.0				
28		製材	m3	0.3				
29	製材等	集成材	m3	0.0				
30		合板	m2	3.2				
31		単板積層材	m3	0.0				
32		パーティクルボード	m2	0.0	0.0	0.0		
33	再生木質ボード	繊維板	m2	0.0	0.0	0.0		
34		木質系セメント板	m2	0.0	0.0	0.0		
35	断熱材	断熱材	工事数	0.0				
36	照明機器	照明制御システム	工事数	0.0	0.0	0.0		
37	変圧器	変圧器	台	0.0	0.0	0.0		
38		吸収冷温水機	台	0.0	0.0	0.0		
39	空調用機器	水蓄熱式空調機器	台	0.0	0.0	0.0		
40		ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	台	0.0	0.0	0.0		
41	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管	m	0.0	0.0	0.0		
42		自動水栓	工事数	1.0	0.0	1.0	100.0	
43	衛生器具	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	1.0	0.0	1.0	100.0	
44		水洗式大便器	工事数	1.0	0.0	1.0	100.0	
45	建設機械	排出ガス対策型	工事数	3.0	0.0	3.0	100.0	
46		低騒音型	工事数	3.0	0.0	3.0	100.0	
47	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	工事数	0.0	0.0	0.0		
48	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	工事数	0.0	0.0	0.0		
49	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	工事数	0.0	0.0	0.0		
50	舗装(表層)	路上表層再生工法	工事数	0.0				
			m2	0.0				
51	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	工事数	0.0				
			m2	0.0				
52	法面緑化工法	伐採材及び建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	0.0	0.0	0.0		
			m2	0.0	0.0	0.0		
53	高機能舗装	排水性舗装	m2	0.0				
54		透水性舗装	m2	2,011.0				
55	屋上緑化	屋上緑化	m2	0.0				

平成17年度独立行政法人環境再生保全機構環境配慮のための実行計画

平成17年4月1日

独立行政法人環境再生保全機構は、平成17年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」のほか、この実行計画の定めを積極的に取り組むこととする。

1. 用紙類の使用の節減

- (1) 資料の作成に当たっては、極力簡潔なものとする。
- (2) 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
- (3) コピーは両面コピーとする。
- (4) ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、情報の漏洩に留意の上、その裏面をメモ用紙等に再利用する。
- (5) 個人保有の書類は極力削減し、担当スタッフ共通の書類としてファイリング、または、電子情報として共有フォルダに保存する等保存書類の削減に努める。
- (6) LANの活用により、機構内の連絡等の紙の配布は行わない。
- (7) 最終的に不要となった紙類は、分別回収ボックスに入れる。
- (8) 委託業務等の報告書は、必要最小限の部数に留める。
- (9) 使用用紙量を適宜把握する。

2. 電気使用量の削減

- (1) 昼休みにパソコンの電源を切る。
- (2) パソコンの電源を切る場合、主電源スイッチのある機器についてはそのスイッチも切る。
- (3) 昼休み及び帰宅時にFAX機能のないプリンタ又はコピー機の電源を切る。
- (4) 執務室内は昼休みに消灯する。また、各部において帰宅時に各部関係の電灯は消して帰る。
- (5) 夏季においては、服装の軽装化の励行により適温確保を図る。
- (6) 電気使用量を毎月把握する。

3. 受注業者に対する働きかけ

機構が発注する事業等について、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時および発注契約時に必要な事項を盛り込むよう働きかける。

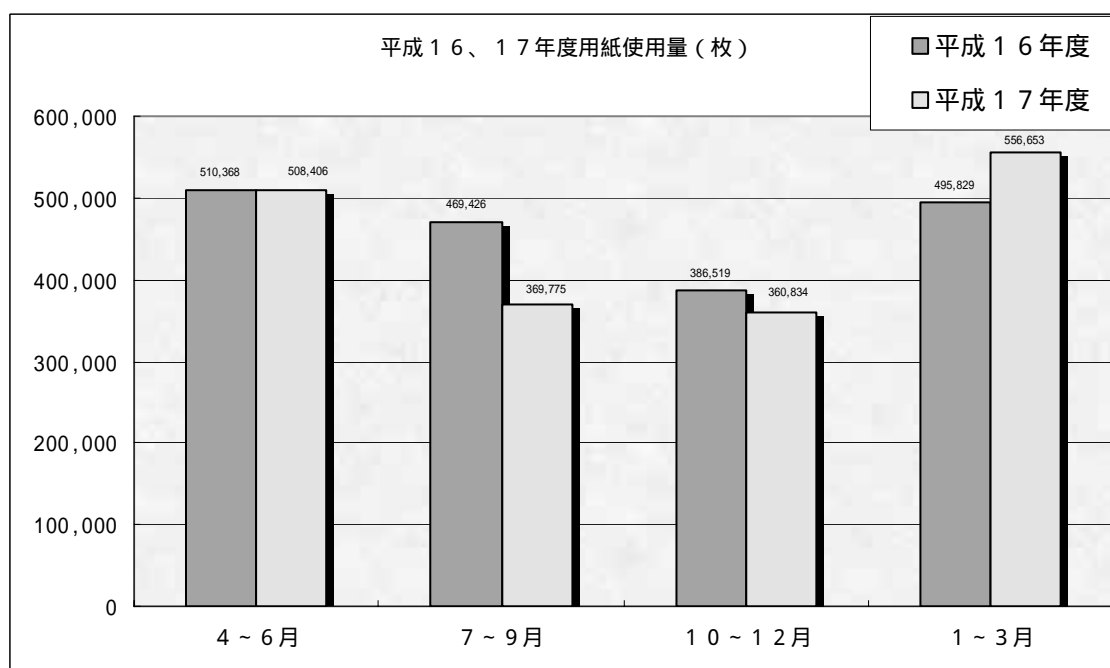
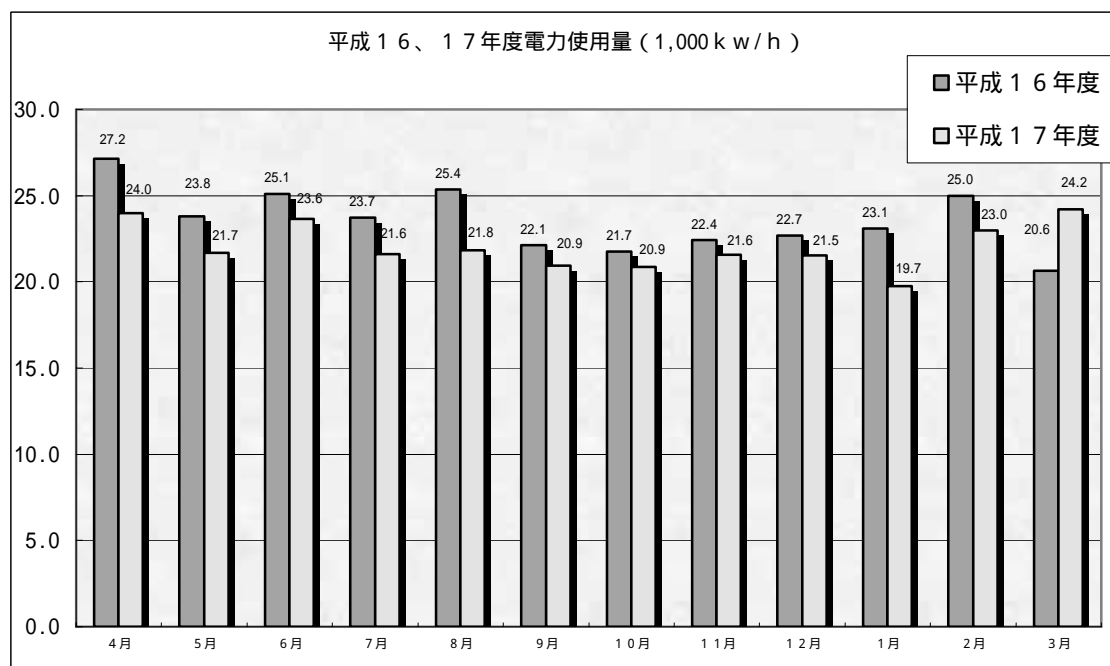
4 . その他環境への配慮事項

- (1) 上水使用の節減を励行する。
- (2) 超過勤務の削減等により、タクシーの使用量を削減する。
- (3) 冷蔵庫の廃棄の際に、業者に冷媒を回収・破壊させる。

5 . 削減目標

平成 17 年度の用紙使用量及び電気使用量の削減目標量を次のように定める。

- (1) 用紙使用量：平成 16 年度を基本として 3 %削減することを目的とする。
- (2) 電気使用量：平成 16 年度を基本として 3 %削減することを目的とする。



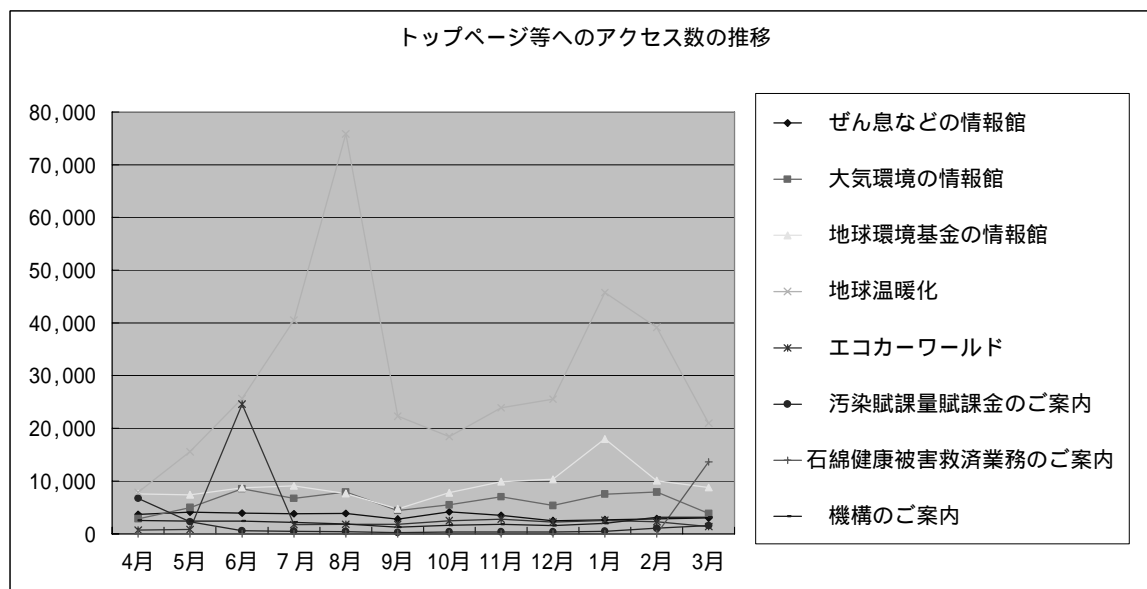
電力使用量は、平成17年度実績は年間で平成16年度比マイナス6.46%と目標であるマイナス3%を達成することができたが、平成18年3月石綿健康被害救済業務開始並びに準備に伴い事務所スペースを拡大した関係で3月は平成16年比でプラス17.27%となっている。

また、用紙使用量は、平成17年度実績は年間で平成16年度比マイナス3.57%と目標であるマイナス3%を達成することができたが、平成18年3月石綿健康被害救済業務開始並びに準備に伴い関係書類の内部作成に伴い1～3月は平成16年比でプラス12.27%となっている。

ホームページのサイト別・月別利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	16年度	増減比	
トップページへのアクセス数	26,326	22,722	26,447	25,870	27,419	25,194	24,456	26,300	25,209	32,755	33,298	39,695	335,691	306,784	109.42%	
各サイトのアクセス数	ぜん息などの情報館	3,702	4,123	3,933	3,827	3,844	2,824	4,197	3,489	2,493	2,690	2,858	2,981	40,961	54,246	75.51%
	大気環境の情報館	2,859	4,997	8,546	6,752	7,912	4,441	5,476	7,045	5,369	7,544	7,935	3,854	72,730	85,863	84.70%
	地球環境基金の情報館	7,578	7,416	8,706	9,072	7,637	4,722	7,751	9,894	10,335	17,975	10,066	8,778	109,930	100,713	109.15%
	地球温暖化	7,834	15,535	25,663	40,535	75,843	22,264	18,451	23,887	25,543	45,789	39,175	20,992	361,511	312,067	115.84%
	エコカーワールド	699	806	24,622	1,733	1,815	1,781	2,498	2,793	2,218	2,558	2,311	1,382	45,216	12,603	358.77%
	汚染賦課量賦課金のご案内	6,752	2,309	535	517	415	270	373	401	396	483	1,045	1,555	15,051	17,237	87.32%
	石綿(アスベスト)健康被害(救済給付の概要)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,609	13,609	-	
	機構のご案内	2,563	2,412	2,406	2,169	1,862	1,222	1,626	1,812	1,543	1,983	3,089	3,126	25,813	31,552	81.81%
合計	58,313	60,320	100,858	90,475	126,747	62,718	64,828	75,621	73,106	111,777	99,777	95,972	1,020,512	921,065	110.80%	

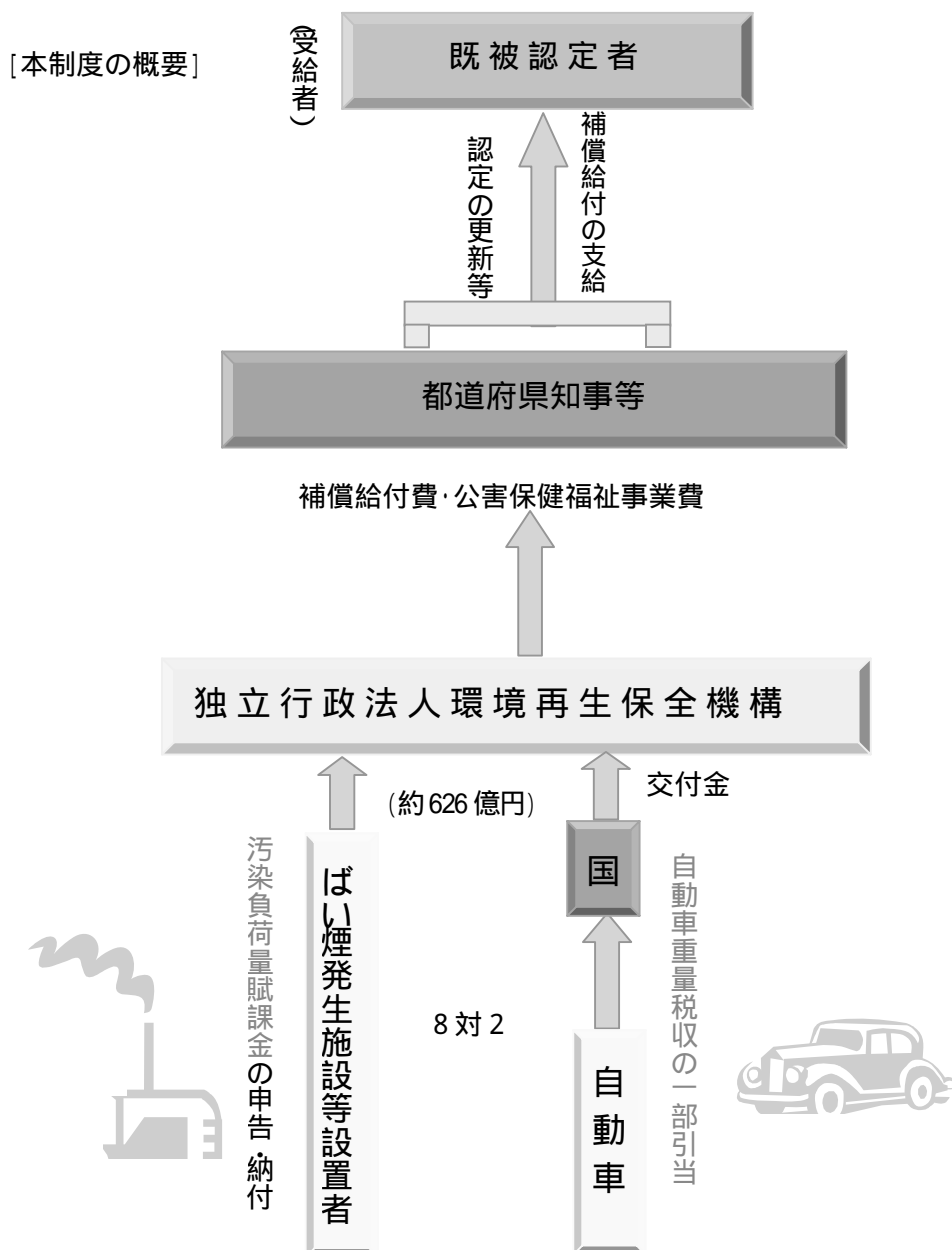
トップページ等へのアクセス数の推移



徴収率及び収納率を中期計画及び年度計画の指標とした理由

(1) 徴収率について

公害健康被害補償制度の基本的な考え方は、民事賠償責任をふまつつ、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることとして、これらの公害健康被害者である被認定者（平成17年度末 48,945人）への医療費等の補償給付及びリハビリテーション等の公害保健福祉事業に要する費用の8割を、汚染原因者である全国の納付義務者（8,747事業所等）から汚染負荷量賦課金として申告してもらい徴収している。



（汚染負荷量賦課金申告事業所数：約 8,747 事業所）

数字：17 年度予算

毎年、環境省では被認定患者への必要な補償給付費額等を積算（徴収計画額）し、賦課料率を決定している。一方、納付義務者は、硫黄酸化物排出量に基づき当該賦課料率を乗じて汚染負荷量賦課金を算出し申告することとなっている。

汚染負荷量賦課金の納付義務者は全国に散在しているため、全国各地に存在し、かつ業種に関わりなく管轄地域の全ての事業者を掌握している商工会議所の協力を得て、公健制度と申告・納付に係る所要の説明を行っている。この説明会や個別の問合せ等を通じて、申告相談や申告・納付に係る質疑応答に答えるなどにより、公健制度に対する不満の声が一部聞かれるなか、本制度への理解を深め、適正な申告が得られるよう努めている。

それに先立ち各商工会議所の担当者に対して、毎年1回研修会を開催し申告指導に対する事務処理等を伝授したり、申告・納付のための資料の作成やホームページでの情報提供などを行っている。

機構は、これらの努力を通じて、経済情勢の厳しいなか、納付義務者を始めとする関係機関・関係団体の理解と協力を得て、徴収計画額に見合った汚染負荷量賦課金の申告が適正・公平に行われていることを示す指標として、徴収計画額に対する申告額（徴収決定額）の割合を示す徴収率を平成15年度の水準を維持することを中期計画、年度計画に定めたものである。

（2） 収納率について

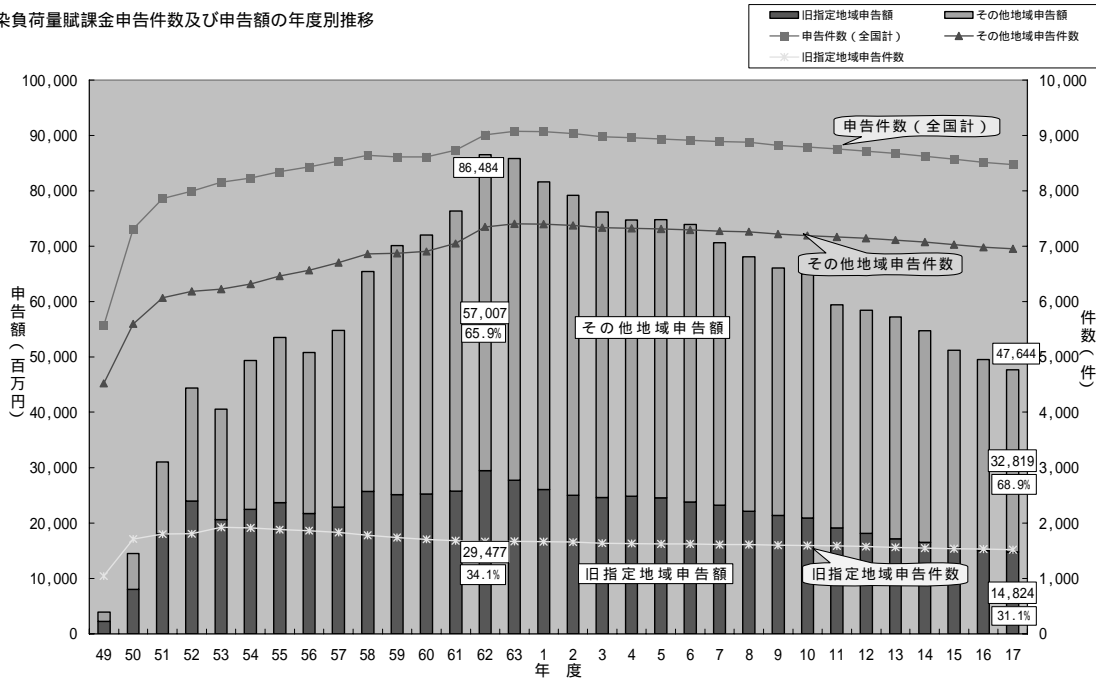
収納率は、申告金額（徴収決定額）に対する収納済金額の割合である。

納付義務者は、納付することを前提として申告していることから、毎年高収納率となっているが、(1)のとおり、機構の様々な努力により、適正・公平な申告・納付が行われているものと思料している。

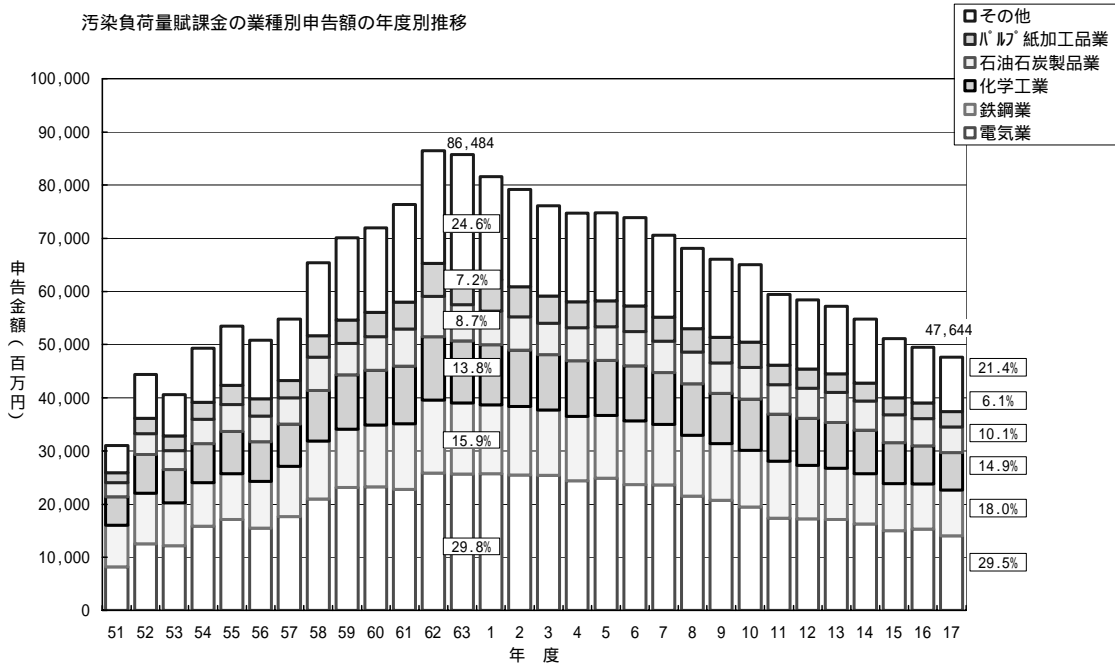
なお、汚染負荷量賦課金等の徴収は、国税の徴収の例により徴収する（補償法第57条）という制度的担保を背景として、滞納者がある場合は粘り強く納付督促を実施している。

平成17年度末の賦課金額の収納未済額は160万円であり、申告金額47,643百万円に対する収納率は99.99%となっている。

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



徴収業務の一部を商工会議所に委託している理由

旧公健法第 89 条では納付義務者が加入している団体で政令で定める団体に委託できるとし、政令では商工会議所法に定める商工会議所等に業務委託をすることができると規定されていた。旧公健協会は、同条の規定に基づき、本制度発足の昭和 49 年度から環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受け 156 の商工会議所と業務委託契約を行っている。

平成 16 年度から環境再生保全機構となったが、業務方法書 35 条第 2 項に旧公健法の規定と同様の趣旨を明記しており、これに基づき商工会議所に業務委託を行っているものである。

なお、これらの規定制定の考え方は、汚染負荷量賦課金や特定賦課金の徴収にあたっては、納付義務者が加入する団体においてこれを行う方が円滑、かつ、効率的な実施が可能と考えられることから、旧公健協会の業務の一部を環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受けて委託することができるものとした。

商工会議所への委託比率は、納付義務者数の 95% と大宗を占めており、当該商工会議所が納付義務者に対し申告納付期限（5 月 15 日）までに申告するよう指導や説得を実施した結果、高い徴収率達成の一因となっている。なお、残りの 5% は、当機構の直轄扱いとなっている。

・委託項目

主な委託項目は、

- ア) 申告書等の送付及び受理点検
- イ) 制度の普及宣伝
- ウ) 申告書等の提出要請
- エ) 申告納付説明会等の開催 など。

・商工会議所へ委託することの理由

汚染負荷量賦課金の納付義務者は全国に散在していることから、全国各地に存在し、かつ業種に関わりなく管轄地域の全ての事業者を掌握しており、効率的である。

昭和 49 年度から業務委託しており実績とノウハウが蓄積されている。

毎年度開催される申告・納付説明会や窓口相談の実施など、納付義務者に対する迅速な対応が可能である。

公害保健福祉事業実態調査概要（平成17年度）

1. 実態調査県市区

県市名	実施事業名	実施場所
千葉市	転地療養事業（転地療養実施事業）	静岡県伊豆の国市
品川区	リハビリテーション事業（知識普及・訓練指導）	荏原文化センター
大田区	リハビリテーション事業（水中健康回復事業）	平和島プール
横浜市	リハビリテーション事業（知識普及・訓練指導）	情報文化センター
名古屋市	リハビリテーション事業（水中健康回復事業）	ルネッサ名古屋熱田

2. 実施事業の目的

公害保健福祉事業は補償給付の支給とあわせ被認定者の福祉の増進を図るもので、上記の事業内容は以下のとおり。

事業名	事業内容
知識普及・訓練指導	リハビリテーション事業の一環 被認定者等が参加しやすい施設を利用し、医師、保健師、看護師及び理学療法士等により、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及又は運動療法を行なう。
転地療養実施事業	転地療養事業の一環 被認定者を空気の清浄な自然環境において、療養生活上の指導等を行い、健康の回復、保持及び増進を図る。
水中健康回復事業	リハビリテーション事業の一環 温水プール等を利用し、身体機能の維持、回復及び心理ストレスの解消のため、水中においてストレッチ運動を行なう。

3. 各県市区の事業内容

千葉市 転地療養事業（転地療養実施事業）

開催期間：4泊5日

参加者：11名 主に高齢者で参加者は減少傾向

スタッフ：医師、看護師、保健師及び担当職員

主な実施内容：呼吸器体操、音楽教室等の療養指導

健康管理：毎朝、医師による健康診断。緊急の場合は、宿泊施設の向かいにある順天堂伊豆長岡病院で対応。

実施後アンケート：概ね参加者には好評

品川区 リハビリテーション事業（知識普及・訓練指導）

開催期間：9月下旬から10月にかけて4回シリーズで行なう呼吸器リハビリ教室の3回目

以前は講演会方式であったが、アンケートにより呼吸器体操の要望が多く、数年前より当該内容を取り入れている

参加者：26名

スタッフ：理学療法士及び担当職員

内容：呼吸器疾患患者は、力が入ってはいけないところに力が入り、筋肉が硬くなってしまうことがあるため、固まってしまった呼吸筋をほぐして、楽しくリハビリを続ける方法を学ぶ（高齢者が多いため、座ってできる訓練法）

実施後アンケート：概ね好評

大田区 リハビリテーション事業（水中健康回復事業）

開催期間：9月中旬～11月上旬まで、毎週1回の7回シリーズで実施し、そのうちの1つ

参加者：6名 主に高齢者（ほか体調不良で2名、見学）

スタッフ：医師、看護師、指導員及び担当職員

内容：参加者が楽しんで行なえるようなストレッチを主体とした水中体操
医師による事前検診、準備体操、ピークフロー、水中でのストレッチ体操、水中歩行等

なお、予防事業の水泳教室と合同実施で、プールを全面貸切で実施し、施設環境はめぐまれている。

実施後アンケート：参加者には概ね好評

横浜市 リハビリテーション事業（知識普及・訓練指導）

開催期間：リハビリテーション教室を一般対象も含め、平成17年度は9回実施しておりその1つ

参加者：16名

スタッフ：医師及び保健師

内容：「ぜん息とインフルエンザ」と題し、医師による講演及び後半に参加者による質疑応答。

講演内容は、ぜん息の基本、インフルエンザの構造・歴史・診断・死亡率等を始め、インフルエンザの効果（高齢者の場合・65歳以下の健康な人の場合）、予防、治療等について説明。

実施後アンケート：特に実施してはいない。しかし、参加者の固定化、減少化傾向のため、H17年度の新規事業であるインフルエンザ助成事業説明時、患

者意向調査のためアンケートを実施したが、「いつも開催していただいてありがたい」等の意見で、特段の内容はなかった。

名古屋市 リハビリテーション事業（水中健康回復事業）

開催期間：年 6 回実施している成人ぜん息教室の一環で、10 月に 2 回シリーズで実施し、そのうちの一つ

定員 20 名であったが、参加者 25 名と予想以上の参加となった。参加者は他の成人ぜん息教室に参加しているものがほとんど

参加者：25 名 主に 60 代

スタッフ：保健師、指導員（メイン 1 名、サブ 2 名）及び担当職員

内 容：保健師による事前検診、講師による準備体操、ピークフロー、水中でのストレッチ体操、水中歩行等

毎週月曜日の休館日にプール貸切で実施

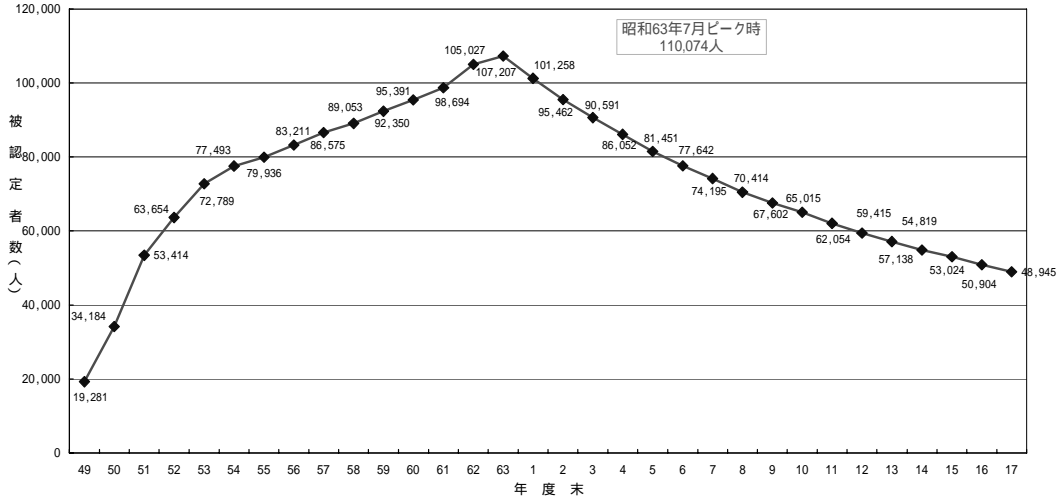
実施後アンケート：概ね好評（実施後の体調をみるため、2 回アンケートを実施）

4．実態調査に係る情報提供等

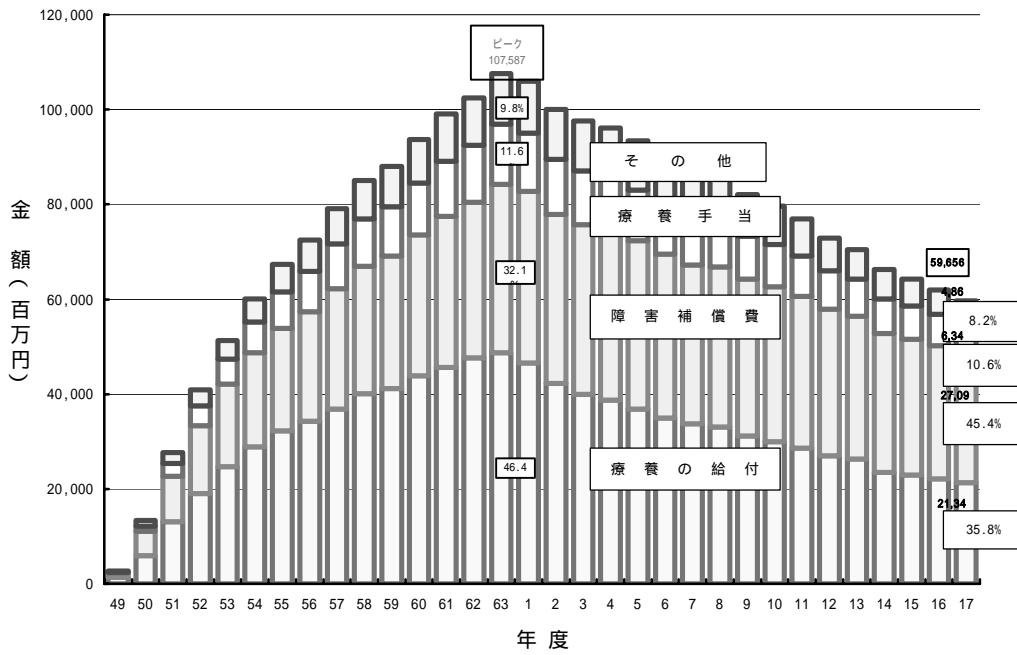
水中健康回復事業関係

- ・ 今後、新規に実施するための事業展開の内容紹介
- ・ 大田区及び名古屋市の講師については今後、事業協力依頼が可能であること
- ・ 大田区においては参加者に対する募集で事業内容がわかるよう応募チラシに事業実施中の写真を紹介したことにより、参加者も増加した旨の紹介
- ・ 施設不足、医師その他スタッフ不足等が聞かれ、新規事業の実施が困難等の意見が聞かれるため、公害健康被害予防事業と公害保健福祉事業の合同実施し、この問題を解決した大田区の例を紹介

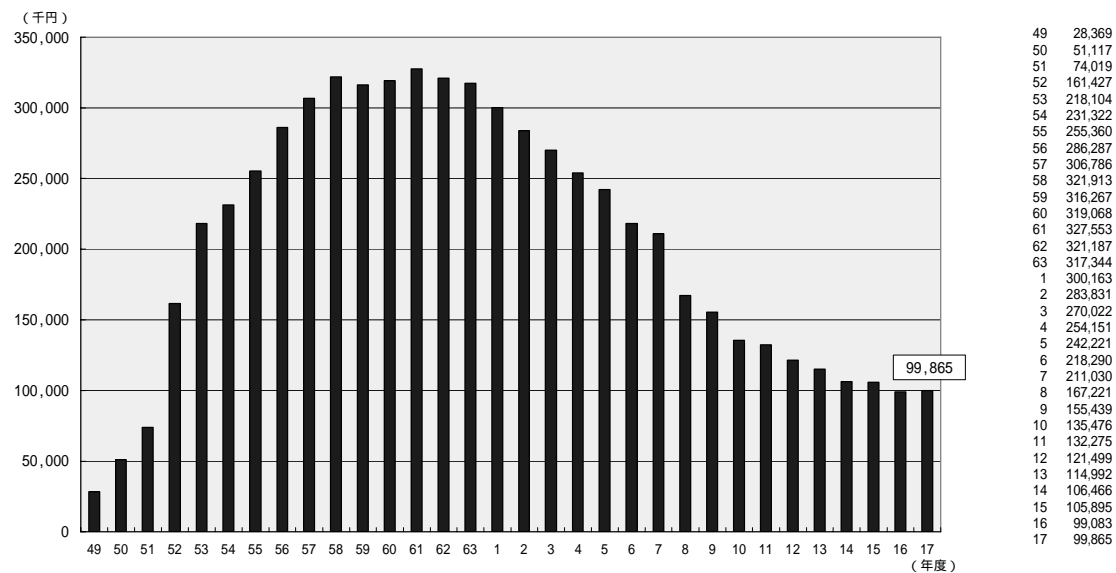
旧第一種被認定者数の年度別推移



補償給付費納付金の年度別推移



公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成17年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘柄	購入額	利回り
国債	2,881	1.26
地方債	258	1.30
財投機関債	200	1.56
政府保証債	499	1.49
合計	3,838	1.40

2. 債券別運用状況 (平成18年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

銘柄	期末残高	構成割合	運用収入	利回り
国債	7,178	14.4	276	4.47
地方債	11,645	23.4	243	1.79
財投機関債	3,199	6.4	47	1.63
政府保証債	3,184	6.4	52	1.64
社債	8,396	16.9	138	1.62
ユーロ円建コーラブル債	16,000	32.1	712	4.31
金融債	200	0.4	1	0.52
合計	49,802	100.0	1,469	2.89

知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例

1. 平成 17 年度知識普及事業のアンケート結果に基づくニーズの把握事例

内容に関するニーズの把握の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演会で希望するテーマは、1 位：ぜん息、2 位：アトピー性皮膚炎、3 位：鼻炎、花粉症、4 位：食物アレルギーの順であった。 ・ 講演会で希望するぜん息児の年齢階層は、1 位：小児期、2 位：乳幼児期であった。 ・ 花粉症、鼻炎などぜん息の合併症を中心とした講演 ・ 薬剤師による薬剤の正しい使い方等を中心とした講演 ・ 児童、生徒を対象とした「環境改善教室」の定期的開催、回数増
運営に関するニーズの把握の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、職場などで講演すること ・ 講演会、講習会の内容を映像等に記録し提供 ・ 講演会において乳幼児の保育の実施 ・ フリーダイヤル電話での参加申込み

2. 平成 16 年度知識普及事業のアンケート結果に基づく事業への反映事例

事業名	要望等	質の向上に向けた取組み状況
講演会	講演内容があまり多岐にわたらないこと	ぜん息を中心とするアレルギー疾患を講演内容とした。
	開催箇所数を増やすべきである	16 年度 4 箇所で開催。17 年度は 5 箇所で開催。
	保育体制の充実を図ってほしい	16 年度 4 会場のうち、3 会場で保育を実施。17 年度は 5 会場全てで保育実施。
講習会	経験年数、職種が多様な対象者に対応できる内容としてほしい	経験年数、職種が多様な受講者に対応して、ぜん息等に係る基本的な概念から最新情報まで幅広い情報提供を図れるものとする。

平成17年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
(1)乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした診査、介入による事業展開の重点化に関する研究	乳幼児期のぜん息発症に関するリスクファクターの検出、解明を行うとともに、健康診査事業に係るスクリーニングの時期、基準等が計画通り達成できた。また、医療従事者や地域保健従事者を対象とした乳幼児のぜん息の保健指導に関するマニュアルを作成した。
(2)気管支ぜん息等の発症・増悪リスクとしての環境要因の寄与の程度に関する研究	大気浮遊粒子（特にディーゼル排気粒子）、環境ホルモンおよびウイルス感染等がぜん息やアレルギー病態の発症および増悪因子として関与の態様をより明らかにした。また、喫煙以外の慢性閉塞性肺疾患環境要因として大気汚染物質（SO ₂ ）が寄与し得ることを明らかにした。
(3)思春期ぜん息患者を対象とした地域連携による保健指導のあり方に関する研究	思春期気管支ぜん息において、受療側の発作程度判断、重症度判断の間のずれの解明が患者教育における重点課題であることを提起した。また連携が困難な公立学校と連携し、中学校において有用なぜん息教室の開催等をはじめとし、医療機関・自治体・学校等とのネットワーク構築の仕方とそのモデルを提示した。
(4)成人気管支ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法に関する研究	成人ぜん息に関する改訂版テキストを作成し、指導用に利用した。その結果、テキストによる指導前後において服薬コンプライアンス不良群に対する吸入ステロイド薬の服薬率が上昇した。またピークフロー使用の意義に関する理解度は、同様の指導後に著明な改善を認めることができた。
(5)高齢のCOPD患者の早期診断、早期治療による発症予防のための地域連携の進め方に関する研究	高齢のCOPD患者の早期診断とこれに対応する早期治療のため、患者が持っている情報量の評価方法を開発した。また、その評価方法を利用した医療機関間の連携に必要な患者用マニュアルを作成した。

<p>(6) 気管支ぜん息患者の年齢階層ごとの長期経過・予後に関する研究</p>	<p>小児ぜん息の長期経過予後調査システムに基づくデータ分析により、小児では医師の患者指導によって短期間での環境整備、喫煙対策に効果があることや、学校でのぜん息・アレルギー教育により、患者の受診状況の改善が認められた。そのほか成人ぜん息患者の長期経過を追跡するための全国規模の予後調査を計画し、新規受診のぜん息患者の経時的追跡を開始した。また、ソフト3事業等への参加による事業効果を評価することを可能とするシステムを構築した。</p>
<p>モデル事業 (1) ピークフローメーター用いた在宅での自己管理支援に関するモデル事業</p>	<p>電子式ピークフローメーター(肺機能検査機器)を活用し、患者の自己管理を支援し、正確な病状把握と患者への積極的な教育・指導等の介入により、ぜん息患者の増悪予防に資するための事業の実施について検討することとしていた。</p> <p>しかし、事業の実施継続に必要な数の地域の参加が得られなかったため中止した。</p>

平成17年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>1 局地的大気汚染対策に関する調査研究</p> <p>(1)高活性炭素繊維を用いた沿道排ガス削減技術に関する調査</p> <p>(2)局地汚染地域における窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の複合的削減のための対策技術に関する調査研究</p> <p>(3)窒素酸化物及び粒子状物質に係る自動車運転診断装置の実用性に関する調査研究</p>	<p>沿道における窒素酸化物等の高濃度汚染の原因として、沿道建物による汚染空気の滞留が指摘されているが、道路構造対策や交通量対策等の局地汚染対策と併せ、沿道建物における対策についても検討する必要がある。</p> <p>このため、炭素繊維の新素材を応用し、光照射のない建物の壁等で窒素酸化物を分解できる新素材の開発を想定して、炭素繊維の一般大気中の窒素酸化物分解性能や耐久性等を調査するとともに、新たに炭素繊維を搭載した自動車の試作を行い、局地汚染対策技術としての可能性を検討した。</p> <p>大都市地域の交差点や幹線道路沿道では、窒素酸化物(NO_x)及び浮遊粒子状物質(SPM)による大気汚染の状況が深刻な状況にあり、その対策が急務となっている。</p> <p>このため、本研究では、道路沿道や道路壁に省スペースで設置可能なNO_xとSPMを同時除去できる装置の開発を目指し、これまでに開発してきたディーゼル排気粒子除去用の自然通風型電気集じん装置に、NO_xの浄化システムとして期待されている高活性炭素繊維製のフェンスを併設した排ガス処理装置を試作し、その有効性の評価及び沿道等での適用可能性について検討した。</p> <p>現状のディーゼル使用過程車から排出される窒素酸化物および粒子状物質は、実験室内においてシャーシダイナモ・エンジンダイナモ上でモード試験条件により計測されている。一方、実際の市街地における排出は、平坦路以外の道路勾配・外気温・湿度等、実験室内とは異なる環境条件の下に表われるためモード試験結果をそのまま適用して診断することは困難であるとともに、現状の排ガス中の窒素酸化物濃度の測定は、高精度ではあるものの重い付帯装置が必要であり、また、粒子状物質の測定はフィルタを介する重量法によるため別途サンプリング装置を必要とする欠点がある。</p> <p>このため、本調査研究では、ディーゼル使用過程車のテールパイプに実装することによるノンサンプリング排出ガス診断装置の実用性に関して調査研究を行った。</p>

<p>(4)大気汚染の改善に資する交通流 対策に関する調査研究</p>	<p>日本全国ならびに海外の TDM 施策事例について文献調査を実施し、既存事例の整理と類型化を行なうとともに、現在継続している事例についてはヒアリング調査による詳細内容の確認を行なった。</p> <p>また、この類型化結果を踏まえて、継続性の高い事業や、より大きな効果が期待できる事業を抽出し、TDM 施策を導入する際のステークホルダーとの合意形成手法や工夫した点などを整理するとともに、成功事例を対象地域の特徴別に抽出できるように整理の上、主に自治体での活用を前提とした TDM 導入マニュアルの内容について検討を行なった。</p>
---	--

環境保健分野に係る公募内容

分野（１）気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導に関する調査研究

趣旨： 気管支ぜん息の発症・増悪に関与する因子、予知するマーカーを疫学、コホート研究、臨床検査、動物実験等の手法により抽出するとともに、その検査手法・調査手法を開発し、地域住民のリスク評価、スクリーニング、日常生活の管理・指導へ応用することにより、これらの有用性を明らかにする。

公募課題及び予算規模

気管支ぜん息の発症リスク低減に関わる因子の検索と管理・指導への応用に関する調査研究（予算規模： 2 , 2 0 0 万円程度 / 年）

乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究（予算規模： 1 , 9 0 0 万円程度 / 年）

（留意事項）

地域住民に適用できる効果的なぜん息の管理・指導の実施方法の提示と実践、及び当該実践結果について、研究計画書において予め定めた評価手法に基づく自己評価をしていただく内容であることが必要条件となります。

分野（２）気管支ぜん息患者の長期管理支援、保健指導に関する調査研究

趣旨： 気管支ぜん息の病型、年齢階層、重症度等に応じた保健指導、患者教育、セルフコントロール、パートナーシップの構築、医療・保健・教育・福祉等関係者の協力・連携、地域や職場への適正な知識の浸透などを効果的・効率的に実施するための手法の提案と実践及びその評価、並びにこれらの根拠となる科学的知見の集積を推進し、患者と家族のQOLの維持・向上に資する。

公募課題及び予算規模

小児及び思春期の気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究（予算規模： 1 , 4 0 0 万円程度 / 年）

（留意事項）

地域住民に適用できる効果的なぜん息の管理・指導の実施方法の提示と実践、及び当該実践結果について、研究計画書において予め定めた評価手法に基づく自己評価をしていただく内容であることが必要条件となります。

成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究（予算規模： 1 , 8 0 0 万円程度 / 年）

(留意事項)

地域住民に適用できる効果的なぜん息の管理・指導の実施方法の提示と実践、及び当該実践結果について、研究計画書において予め定めた評価手法に基づく自己評価をしていただく内容であることが必要条件となります。

分野(3) COPD患者の増悪回避、QOL向上のための管理・指導に関する調査研究

趣旨： COPD患者の病期分類、日常生活動作や全身機能の制約の度合い、ライフステージ等に応じた保健指導のあり方や、医療・保健・福祉等地域における各主体の協力・連携を基盤とする支援の具体策を検討実践し、これらを評価してその有用性を明らかにすることにより、慢性に続く息苦しさを抱えるCOPD患者の増悪時のすみやかな対処、安定時の健康管理及びQOL向上に資する。

公募課題及び予算規模

COPD患者の病期分類等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究(予算規模：1,300万円程度/年)

(留意事項)

地域住民に適用できる効果的なぜん息の管理・指導の実施方法の提示と実践、及び当該実践結果について、研究計画書において予め定めた評価手法に基づく自己評価をしていただく内容であることが必要条件となります。

調査研究評価の評価項目

調査研究評価項目

評価軸		事前	年度	中間	事後
個別の評価軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度				
	研究成果目標	明確性、的確性			
		達成度			
	研究計画	適切さ			
		妥当性			
	内容の独自性（他との研究との差別化が可能であるか）				
社会・経済に対する貢献度					
総合評価					

事前：調査研究の実施が決定されるまでに実施

年度：各年度の調査研究の終了時に実施

中間：5年以上の調査研究期間を有するものについて、調査研究の進捗状況を勘案し、調査研究期間の適当な時期に実施

事後：調査研究の終了後で、調査研究成果がとりまとめ次第実施

調査研究課題に対する具体的な評価例

1. 環境保健分野

「乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした診査、介入による事業展開の重点化に関する研究」

- ・分娩する母親よりの家族歴、分娩歴などを聴取し、その結果をもとに追跡調査し、関係を調べるとい研究は興味深く、また意義がある。

「気管支ぜん息等発症・増悪リスクとしての環境要因の寄与の程度に関する研究」

- ・本件研究により見出された予想外の知見や環境ホルモンの母体曝露による次世代への影響についての知見が大きな収穫といえる。

「思春期気管支ぜん息患者を対象とした地域連携による保健指導のあり方に関する研究」

- ・近年顕著になってきた個々人が周囲とのつながりを希薄にしている状況では、地域連携による保健指導は難しい作業であるが、行動科学、臨床心理学手法は評価されてよい。

「成人気管支ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法に関する研究」

- ・「喘息治療のための患者指導マニュアル」を作成し、その結果、服薬コンプライアンスが向上し、また、喘息への理解度が深まったことを示している点が評価できる。さらに「セルフチェック質問表」を作り、その妥当性を検討し、この質問表を指標にして服薬遵守率を向上する手段としたことも評価できる。

「高齢の COPD 患者の早期診断、早期治療による発症予防のための地域連携の進め方に関する研究」

- ・グループの研究はよくデザインされており、一つのアイデアのもとに班員の集めたデータがよく統一されてまとまっている点、研究結果が即、臨床に還元できる点を評価したい。

「気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後に関する研究」

- ・極めて意義深い研究であり、長期の継続が必要であると認識している。

2. 大気環境の改善分野

ディーゼル排気粒子等削減のための局地汚染対策技術に関する調査研究

- ・幹線道路における局地汚染対策として有効なシステムであり、評価に値する。特にナノ粒子の除去効果を確認できたことは一つの成果であり、集塵効果の習熟により実用化も可能である。

高活性炭素繊維を用いた沿道ガス削減技術に関する調査研究

- ・ 独自性の高い成果が得られている、今後も最適な高活性炭素繊維について追求していく必要がある。また、移動型の技術的対応は自動車自体への装着など応用範囲について大いに期待できるものである。

局地汚染地域における各種自動車排出対策の評価手法等に関する調査研究

- ・ 有効なツールが出来ている、抑制対策の成果を客観的・定量的に評価できることを、フィールドで実証されたことが評価できるし、自動車 NOx・PM 法の対象都府県において、この調査研究の成果が活用されることも期待できる。

平成17年度知識の普及事業実施状況

1. パンフレット配布先活用状況

配布先	配付部数	活用内容
自治体関係者	151 (215) 千部	助成事業の相談事業、診査事業等や保健指導、講演会、学校で活用
医療関係者	83 (111) 千部	患者教育や指導等で活用
個人等	7 (46) 千部	自己管理や資料として活用
その他	123 (65) 千部	自己管理や資料として活用

()は平成16年度実績

2. 講演会の開催状況

実施時期	開催場所	講演内容	参加者数
平成17年11月8日 (火)	星陵会館	ぜん息とアトピー性皮膚炎の基礎知識～子どものアレルギー～最新治療から～	307名
平成17年11月26日 (土)	川崎市産業振興会館	乳幼児の食物アレルギー～食物アレルギーとアトピー性皮膚炎そしてぜん息まで～	172名
平成17年12月13日 (火)	横浜市都筑公会堂	こどものぜん息とアレルギー	118名
平成17年12月17日 (土)	世田谷区立砧区民会館	こどものぜん息、アレルギーのセルフケア	135名
平成18年3月11日 (土)	神戸市教育会館	乳幼児の食物アレルギー・アトピー性皮膚炎とぜん息	130名

3. 講習会の開催状況

実施時期	開催場所	講習内容	受講者数
平成17年5月13日 (金)	川崎市中原区役所	ぜん息等アレルギー疾患の基礎知識と治療	69名
平成17年5月25日 (水)	いさご会館 (川崎市)	ぜん息等アレルギー疾患と患者・家族との関わり方	53名
平成17年8月22日 (月)	くらしき健康福祉プラザ	ぜん息及びアレルギーによるアナフィラキシ・ショックについて	88名
平成17年8月24日 (水)	富山町立中央公民館(千葉県)	ぜん息児の日常生活・治療・保健指導のあり方	52名

平成 17 年 11 月 21 日 (月)	神奈川県茅ヶ崎 保健福祉事務所	子どものぜん息、食物アレルギー、 アトピー性皮膚炎について	50名
平成 17 年 11 月 30 日 (水)	名古屋市熱田保 健所	最新のぜん息薬の知識と薬物管理 について	38名
平成 17 年 12 月 2 日 (金)	神戸市職員人材 開発センター	ぜん息に負けない身体づくり	87名
平成 18 年 2 月 8 日 (水)	名古屋市鯉城ホ ール	気管支ぜん息児に対する心理的サ ポートについて	223名
平成 18 年 2 月 14 日 (火)	東京都福祉保健 局病院経営本部 研修センター	アレルギーと学校生活(ぜん息、 アナフィラキシーを中心に)	156名

4. ぜん息電話相談事業の実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平 成 18 年 3 月 31 日 月 ~ 金(祝日・土日除く)	9 時 ~ 17 時	看護師又は専門医	1,163 件

5. ぜん息児水泳記録会の開催状況

実施時期	開催場所	参加者数
平成 17 年 10 月 15 日(土) 13:00 ~ 16:00	財団法人東京都生涯学習文化財団 「東京辰巳国際水泳場」	185名
平成 17 年 11 月 13 日(日) 13:00 ~ 16:00	財団法人大阪市公園協会 「真田山プール」	120名

6. ぜん息フォーラム(未就学児等ぜん息指導事業)の開催状況

実施時期	開催場所	講習内容	参加者数
平成 17 年 9 月 6 日 (水)	鯉城ホール(名古 屋市)	小児のぜん息の最新情報、 家庭における対応	223名
		小児のぜん息の治療・管理 に関わる学校生活におけ る対応	
平成 17 年 10 月 13 日(木)	杉並区立産業商 工会館	小児のぜん息の治療・管理 学校生活における対応	77名

		ぜん息 Q&A	
平成 18 年 1 月 21 日 (土)	東レ総合研修センター	子どものぜん息・アレルギーの最新事情 家庭や学校等におけるぜん息・アレルギーのケア	135名

7. 低公害車フェア等開催状況

低公害車フェア

実施時期	開催地	開催場所	内容	来場者数
平成 17 年 5 月 14 日～15 日	名古屋市	ささしまサテライト会場	低公害車の展示 30 台・試乗、クイズラリー等を実施	35,000 名
平成 17 年 6 月 11 日～12 日	横浜市	横浜みなとみらい 21 赤レンガ倉庫特設会場	低公害車の展示 91 台・試乗、ステージイベント、環境教育等を実施	62,000 名
平成 17 年 10 月 9 日～10 日	神戸市	しあわせの村	低公害車の展示 31 台・試乗、イベント等を実施	12,700 名
平成 17 年 10 月 9 日～10 日	北九州市	リバーウォーク周辺	低公害車の展示 10 台・試乗、環境教育等を実施	105,800 名
平成 17 年 10 月 26 日～29 日	大阪市	インテック大阪	低公害車の展示 57 台・試乗、相談コーナー及び各関係団体の展示を実施	46,405 名

8. エコライフフェア

日時：平成 17 年 6 月 11 日～12 日

場所：代々木公園ケヤキ並木（NHK ホール前）

来場者数：54,342 人

機構ブース来場者数：2,156 人

9. 大気汚染防止推進月間

ポスター募集結果

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ポスター図案	3,175点	2,141点	5,569点	3,122点

(平成17年度の募集内訳)

小学生：340点、中学生：2,202点、高校生：382点、その他198点

エコドライブコンテスト

実施場所：札幌市、東京都、川崎市、名古屋市、北九州市

事業所数：113事業所

参加台数：1,547台

実施効果：ドライバーの環境配慮意識の向上や、行政と事業者の連携を強化できた。

10. その他

エコドライブ診断装置に係るパンフレット（PR及び機器貸出の募集）配布は、直接的な事業効果に繋がった。（機器貸出：40件）

（注：エコドライブ診断装置とは）

自動車からのCO₂排出実態を無線データ回線を利用してリアルタイムに把握、それに基づく運転状況の診断やアドバイスを基地局から寄与することによって「環境にやさしい運転（エコドライブ）」を实践させる装置で、当機構が開発した国内唯一のシステム。政府がとりまとめる「エコドライブ普及啓発アクションプラン」のうち各主体が実践すべき項目において、本装置を活用した当機構の取り組みが「先進事例」として記載される予定。

大気環境保全カレンダーは、配布予定数を約1,500部上回る追加要望が寄せられるなどの反響を呼んだ。（1,590の中学校を中心に地方公共団体やイベント会場で配布）

平成 17 年度 知識の普及事業に係るアンケート調査結果

事業内容	利用者、来場者 又は参加者	回答者	回答率	5段階中 上位2段階の評価	
パンフレット	102,769人 (113,146人)	554人 (641人)	0.5% (0.57%)	91% (89%)	502人 (570人)
講演会	862人 (693人)	660人 (385人)	76.6% (55.6%)	89% (87%)	588人 (336人)
講習会	816人 (481人)	679人 (342人)	83.2% (71.1%)	95% (96%)	643人 (328人)
ぜん息電話相談	1,163人 (1,054人)	1,123人 (986人)	96.6% (93.5%)	92% (86%)	1,068人 (846人)
ぜん息児水泳記録会	305人 (322人)	207人 (209人)	67.9% (64.9%)	97% (86%)	201人 (180人)
ぜん息フォーラム	435人 (353人)	355人 (280人)	81.6% (79.3%)	82% (88%)	291人 (247人)
低公害車フェア	261,905人 (179,900人)	2,932人 (2,926人)	1.1% (1.6%)	83% (91%)	2,433人 (1,903人)
くるま・環境・技術 2005	195人	32人	16.4%	100%	32人
エコライフフェア	54,342人 (55,895人)	2,169人 (1,480人)	4.0% (2.6%)	85.2% (67%)	1,848人 (988人)

()は平成16年度実績

平成 17 年度ぜん息児水泳記録会 アンケート意見・反省点と、それらを踏まえた平成 18 年度における変更点

平成 17 年度実施より

アンケート意見

全回答数:207

	関東	関西	計
申込み方法が分かりづらかった	8	4	12
ハガキが来てから締切までがとても短かった	18	0	18
当日の待ち時間が多い	16	8	24
複数種目で出場したかった	5	12	17
もう少し招待選手とのふれあいが欲しかった	26	10	36
電話連絡をもらい不安がなくなった	12	9	21
計	85	43	128

機構反省点

スケジュールについて

参加者募集期間が短く、自治体による宛名ラベル貼・封緘・投函の作業期間も非常に短かった。

参加者募集方法について

ハガキによる募集案内通知について、病気に関する個人情報保護を気にされる苦情があった。

また、広報効果や、申込み手順の簡略化を踏まえ募集方法を再考する必要がある。

自治体への協力依頼について

自治体によって募集案内送付部数にばらつきがあり、できるだけ多くの方を対象に募集できるようお願いする必要がある。(例えば、今年度の機能訓練事業参加者に加えて昨年度の参加者など。)

参加可否の判定について

機能訓練事業における主治医意見書の取得に変わるものとして、参加申込書に健康状態・疾病名・主治医名等の記入欄があるが、それによる参加の可否を判定を行っていなかった。

平成 18 年度変更点

事前準備

事前案内チラシの作成・配布

記録会の概要をまとめたチラシを作成し、参加自治体に配布し、事前告知を図る。

参加者募集方法の変更

「ハガキ」から「パンフレット+申込書」へ

機構ホームページ上での広報・申込み受付

従来、参加者の募集は自治体を通じて発送する郵便物のみにより実施していたが、機構ホームページ上にも申込み方法の掲載を行い、広く募集する。

電話によるご案内

電話による参加者への案内通知の実施について、あらかじめスケジュールに組み込み実施する。

スケジュールの見直し

準備や参加者募集に係る十分な期間の確保。

募集に係る自治体への協力依頼

自治体を通じて水泳教室に参加している児童に参加募集書類を発送していただくが、その際水泳教室以外の機能訓練事業(音楽教室、キャンプ)参加児童、過去に事業参加の実績がある児童にも広く発送していただくようご協力を促す。

参加者募集ポスター・チラシの作成

ポスター・チラシについては、自治体における夏の機能訓練事業の際に PR していただく。また、新聞折込等による広報も検討する。

参加可否に係る医師の判断

参加児童の決定に際しては、事前打合せ会議の中で医師を交えた選考打合せの場を設け、参加申込書記載項目(健康状態等)から参加の可否を判定する。

当日事項

競技内容の見直し

タイムレースは 2 種目までエントリー可能とする(泳力検定についても同様)。ただし、ビート板レースを選択した児童は、2 種目の選択が難しい可能性があるため、ビート板レース選択の児童を対象としたゲームも検討する。

機構の紹介コーナーの追加

ぜん息に関する普及啓発コーナーに、機構の紹介コーナーも併設する。予防事業紹介パネル使用。

平成17年度 研修事業実施状況等

1. 平成17年度研修事業実施状況

実施時期	実施場所	コース名	受講者数
平成17年6月29日～7月1日	東京	機能訓練研修	55名
平成17年8月1日～2日	名古屋	環境改善研修	53名
平成17年9月12日～9月14日	大阪	保健指導研修 (小児・西日本)	50名
平成17年9月15日～9月16日	大阪	保健指導研修 (成人・西日本)	30名
平成17年9月30日,10月7日,13日	東京	保健指導研修 (小児・東日本)	22名
平成17年10月18日,26日	東京	保健指導研修 (成人・東日本)	28名
平成18年2月9日	東京	保健指導専門研修	59名

2. 研修事業のアンケート結果に基づくカリキュラムへの反映事項

研修名	反映事項
機能訓練研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の事業の運営に役立つよう機能訓練事業に従事する医師から水泳教室の新たな取り組みや試みについて具体的な事例紹介を実施 ・ 好評である自治体の事例紹介とグループ討議を実施 ・ 好評である運動療法の講義に呼吸介助法の実技指導を実施
保健指導研修 (小児)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに環境面から大気環境と健康影響についての講義を実施 ・ 実際の事業の運営に役立つよう健康相談事業等に従事する医師から具体的な自治体の事例紹介を実施 ・ 現場で役立つよう実際に吸入器、ピークフローメーターを用いて実技指導を実施 ・ 東日本会場は3日間を分割して実施
保健指導研修 (成人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で役立つよう実際に吸入器、オートスパイロメーターを用いて実技指導を実施 ・ 東日本会場は2日間を分割して実施
環境改善研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに国の取り組みとして国土交通省の講義を実施
保健指導専門 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新情報の提供として、最新版のガイドラインの概要と保健指導のあり方をテーマに実施

3. 研修事業アンケート調査結果

回答者から、5段階中上位2段階の評価が94%と高い評価を得た。アンケートにおける意見や要望は、平成18年度に反映させ、さらに事業の質の向上を図っていく。

研修名	受講者	回答者	回答率	5段階中上位2段階の評価	
				割合	人数
機能訓練研修	55人 (87)	41人 (38)	74.5% (43.7)	100% (97.4)	41人 (37)
環境改善研修	53人 (52)	36人 (43)	67.9% (82.7)	72.2% (90.7)	26人 (39)
保健指導研修 (小児)	72人 (89)	47人 (78)	65.3% (87.6)	97.9% (91.0)	46人 (71)
保健指導研修 (成人)	58人 (62)	37人 (54)	63.8% (87.1)	97.3% (92.6)	36人 (50)
保健指導専門研修	59人	49人	83.1%	98.0%	48人
合計	297人 (290)	210人 (213)	70.7% (73.4)	93.8% (92.5)	197人 (197)

()は平成16年度実績

平成17年度 助成事業実施状況

事業内容	実施状況		助成金交付額(千円)
健康相談事業	実施自治体数	42(43)	49,550 (49,200)
	開催回数	1,332(1,294)	
	参加人数	9,104 (10,727)	
健康診査事業	実施自治体数	30(31)	132,005 (129,647)
	スクリーニング者数	127,348 (126,255)	
	血液検査受検者数	1,130(1,248)	
機能訓練事業	実施自治体数	42(42)	286,889 (281,334)
	開催日数	1,420(1,407)	
	参加人数	41,477 (41,510)	
医療機器等整備(助成)事業	実施自治体数	4(5)	18,829
	施設数	4(9)	(53,407)
計画作成事業	実施自治体数	3(0)	1,981 (0)
低公害車普及(助成)事業	実施自治体数	15(25)	15,009 (109,412)
	電気自動車(台数)	1(2)	
	天然ガス自動車(台数)	48(352)	
最新規制適合車等代替促進(助成)事業	実施自治体数	6(9)	13,613
	台数	118(225)	(20,827)
大気浄化植樹(助成)事業	実施自治体数	2(3)	910
	植樹面積(m ²)	175(6,792)	(35,318)
事務連絡等経費	実施自治体数	46(45)	2,401 (2,904)

()は平成16年度実績

平成18年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

助成専門委員会

地球温暖化を始めとした地球規模での環境劣化が深刻化する中、二酸化炭素の排出抑制などの地球温暖化防止、3Rの推進などリサイクル・ごみの減量化といった循環型社会の形成、希少野生生物の保護、里地里山の保全による自然との共生等、人類にとって地球環境保全対策の推進は重要な課題であり広範な分野での取組が必要とされている。平成5年度からこれまで地球環境基金は、国内外のNGO等民間団体が実施する環境保全活動に対し、延べ2,385件、総額約85億円の支援を実施してきたところであり、地球環境基金への期待とその果たすべき役割は今後とも高まることが予想される。

地球環境基金の事業については、国から示された独立行政法人環境再生保全機構にかかる、中期目標を達成するための中期計画に従い、国の政策や社会情勢等を勘案して助成事業の重点化を図ることや、第三者による助成対象活動に係る事後評価を行い、評価結果を事業に反映させることなどにより、一層効率的かつ効果的な事業の実施が求められている。

こうした中、「環境保全活動の活性化方策についての中間答申（以下「中間答申」という。）」（平成14年12月中央環境審議会）において、地球環境基金助成事業については、環境基本計画での重点分野やヨハネスブルグ・サミットの成果を踏まえ、引き続き環境保全活動への支援が必要な分野を特定すること、パートナーシップによる事業について支援を検討する必要があることなどが示されている。

平成17年には、京都議定書が発効し、温室効果ガスの削減目標達成のため、あらゆる主体が積極的に取り組むことが緊急の課題となっており、民間団体の活動は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。

開発途上地域における活動については、国連の示したミレニアム開発目標の中でも環境の持続可能性確保の重要性が示され、各国の取組が進んでいる。中間答申において、我が国としては、アセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする必要があると示されていたが、同地域における環境保全が地球規模で重大な課題となっていることが「今後の国際環境協力の在り方について答申」（平成17年7月中央環境審議会）において、再度指摘されている。

なお、昨年からはじめられた「国連持続可能な開発のための教育の10年」について、その具体的な取組を国内外においても更に推進するため引き続き環境教育を進める必要がある。

平成18年度の地球環境基金助成金の審査に当たっては、以上のような諸状況を勘案し、民間団体等の実施する環境保全活動の一層の推進を図ることを目的として、引き続き、昨年度の重点配慮事項を踏まえ、以下の事項に配慮して採択案件の選定を行うものとする。

【活動分野の配慮事項】

1．地球温暖化防止に資する活動支援

平成14年6月、我が国では京都議定書が批准されるとともに、住民、事業者、地方公共団体等が協働で地球温暖化防止に取り組むための地球温暖化対策推進法の一部改正が行われ、平成17年2月には京都議定書の発効に合わせて施行に移されている。また、京都議定書目的達成計画が策定され、京都議定書の6%削減約束の達成のため政府全体としての更なる対策の実行が求められている。このような状況を踏まえ、民間団体が一定の地域において他の主体と協働で、面的に温室効果ガスの削減に取り組む森づくりや緑化、自転車の利用などエコ交通システムの促進、グリーンコンシューマー活動、エネルギーの節約、エネルギー効率の向上、自然エネルギーの利用促進など重点的に支援するものとする。

2．自然環境の保全、自然との共生に資する活動支援

平成14年3月、政府により「生物多様性条約」に基づき、「新・生物多様性国家戦略」が定められた。この「新・生物多様性国家戦略」で示された種の保全、湿地の減少・移入種問題などへの対応としての「保全強化」、さらに「自然再生推進法」に基づき平成15年4月に策定された「自然再生基本方針」も踏まえ、保全に加えて失われた自然をより積極的に再生していく「自然再生」、また、里地里山など人の生活・生産活動領域における「持続可能な利用」の3つの分野を今後重点的に支援していくものとする。

海外においては、広域的な生態系を形成しているアジアの野生生物のモニタリングが必要とされ、環境NGOの活動に期待がかかることから、これら自然環境保全に資する優れた活動について積極的な支援を行う。

平成16年6月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定を踏まえ、外来種による生態系の攪乱等様々な要因による生態系への悪影響が懸念されていることから支援を行う。

また、自然循環の上で重要な部分を占める農林水産業については、その環境保全機能を十分に発揮されるような、環境にやさしい自然生態系に調和した環境保全型農業等に資する活動の支援に十分配慮するものとする。

3．循環型社会の形成活動への支援

平成12年5月の「循環型社会形成推進基本法」制定を契機に新たに重点分野に加えた「循環型社会形成」の推進に資する活動について、平成15年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」や政府の3Rイニシアティブを踏まえ、地域コミュニティにおける廃棄物の発生抑制や再利用等の促進活動を引き続き支援する。

具体的には、地域において様々な主体とのパートナーシップやネットワークを組んで廃棄物の減量化・再利用・再生利用、グリーン購入、廃棄物の清掃除去と不法投棄防止、その他環境負荷の少ない経済社会への移行等を促進するための活動に対し積極的な支援を行うものとする。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

1．地域におけるパートナーシップに基づく環境保全活動の支援

平成13年に発表された「環の国」報告書では、市民、企業、地域社会、行政等の協働（パートナーシップ）の重要性が指摘された。また、平成14年12月に中央環境審議会でもとめられた環境保全活動の活性化方策においては、地域の環境問題解決やよりよい地域社会の形成は個別主体の活動だけでは達成し得ないこと、各主体の持つ人材や技術、資材等を融通しあうためには協働（パートナーシップ）が有用なツールであること、各主体が協力・連携して活動を展開していく方が効果が大きいことを理由に、各主体によるパートナーシップの意義が強調されている。さらに、平成15年7月に成立した「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（以下「環境保全活動・環境教育推進法」という。）においては、環境保全に関する情報提供並びに環境保全に関する体験機会の提供や環境教育の推進における各主体の協働取組の促進が規定されている。

これらを踏まえ、本助成においては、地域における市民、民間団体、事業者、行政の連携・協力によるパートナーシップ事業について重点的に支援する。あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワークを組む事業、局地的であっても、その活動が全国的に波及することが確実なモデル的活動について支援する。

2．環境教育等の推進のための活動支援

我が国政府は、ヨハネスブルグサミットにおいて、環境保全の基盤を世界的に強化していくための「人づくり」とりわけ教育の重要性を強調した。昨年は「国連持続可能な開発のための教育の10年」（平成14年12月決議）の開始年であり、環境保全を担う人づくり活動を促進する一層の気運の高まりと活動の推進が必要とされる。さらに、環境保全活動・環境教育推進法が平成16年10月から施行され、国民、民間団体、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供活動の推進が見込まれる。

これを受けて、国内及び開発途上国における環境教育・学習や人材育成の推進のための取組を支援する。あわせて、問題解決のための政策提言の策定活動についても支援する。

3．国際的な環境保全活動への支援

国際的な環境保全活動の重要性が増す中で、国際分野においても、我が国の環境NGOがより高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催や世界的なネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成などグローバルな活動に対する支援を行うとともに日中韓三カ国にとどまらず環境NGOが行う東アジア地域での環境協力といった共通する環境保全活動に対し引き続き配慮する。

また、国連ミレニアム開発目標を考慮しつつ、開発途上地域におけるNGO活動の支援に当たっては、我が国の国際的な役割を踏まえ、アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動を中心とし、助成対象についても植林や自然エネルギーの促進などの地球温暖化防止、生物多様性の保護、健全な水環境の保護、公害防止、循環型社会の形成、環境教育の分野に重点化する。

【助成要望団体の組織等の要件に関する配慮事項】

1．要望活動実施体制の審査

助成対象活動を着実に実施するために必要な組織要員、知見又は管理体制が整っていること及び助成要望活動の規模と進捗計画に見合った自己資金の確保が見込まれること。

また、前年度からの継続案件の場合にあつては、前年度における活動の進捗・成果及び次年度以降の活動計画・内容等にかんがみて着実に対象活動の実施と進展が見込まれること。

2．助成対象活動への助成継続年数の限度

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定化しないよう、1つの活動に対する助成期間は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。また、できるだけ多くの団体に活動助成の機会を付与するために、助成対象事業は1助成団体につき1事業とする。

3．助成金の目安

助成対象活動への助成額は、活動規模に応じて異なるが、概ね国内において平均400万円、比較的活動規模の大きな海外において平均600万円を目安とする。また、特に大きな事業規模の助成額の上限は、原則として平均助成額目安の5割増までとするほか、助成の費用対効果を勘案し、助成額の下限は、100万円程度とする。

4．国庫補助金、寄付金収入等の多額な団体

助成要望活動に深い関連を有するあるいは類似する事業に対して、これまで国庫から助成対象額に比べ多額の補助金を受けている場合や寄付金収入が助成対象額に比べ著しく大きい場合、また、繰越収支差額が助成対象額に比べ著しく大きな場合については基金による助成の必要性が相対的に低いものと想定される。

5．団体の欠格要件

団体が、過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく、交付決定の取り消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがないこと。また、当該処分を受けた際の団体の役員が代表者又はこれに相当する者として含まれていないこと。

活動分野の区分方法

	活動分野	活動の例
活動分野	自然保護・保全・復元	野生生物の保護、生態調査、生息地の保全及び生態系保全のための持続的な管理等生物多様性の減少を防止する希少種保護等の活動、生態系の保全・再生（ビオトープ造成、マングローブ林復元、外来生物対策）等
	森林保全・緑化	砂漠地以外の山野・荒廃地の植林・緑化、炭焼き技術の普及、改良かまどの設置、持続的な森林の開発と利用、二次的自然林（里地・里山）の保全・造成等
	砂漠化防止	砂漠地とその周辺での植林緑化、適切な灌漑等の干ばつ防止活動等
	大気・水・土壌環境保全	酸性雨対策等大気汚染防止、オゾン層保護、水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策、河川湖沼等水質浄化、有害化学物質対策等
	地球温暖化防止	再生可能な自然エネルギー等のソフトエネルギーの開発と利用、生活における省エネルギーの普及、低公害自動車等の利用、その他温室効果ガスの排出抑制等に向けた活動等
	循環型社会形成	廃棄物の減量化・再使用・再生利用、グリーン購入、環境ラベル、環境管理・監査技術及び環境家計簿等の普及などの持続可能な生産と消費の促進活動、廃棄物の清掃除去と不法投棄防止等
	環境保全型農業等	アグロフォレストリー等持続可能な農業と農村開発、自然農業技術の開発と利用、棚田の保全等
横断的活動分野	総合環境教育	環境意識の啓発と高揚等のための総合的な環境教育・学習等
	環境活動情報化	情報技術を活用した環境保全活動情報を提供する公益性の高いホームページの開設、分野別NGO団体データベースの作成、専門的環境情報の収集と供用等
	日中韓三カ国環境協力	日中韓三カ国に共通する環境に係るシンポジウム開催、生態系等調査、環境協力の基盤整備活動、環境技術の共同開発・普及等
	総合環境保全活動	市民・企業・地域社会・行政等の協働による環境配慮型まちづくり、都市緑化、水土の保全及び再生のための取組、総合的な環境提言策定のための調査研究・提言の公表等

1. 海外採択一覧

1. 平成17年度国別採択数

アジア	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
インドネシア	6	0	6	8
フィリピン	4	1	5	3
タイ	4	2	6	4
ベトナム	3	0	3	3
マレーシア	1	0	1	1
カンボジア	1	0	1	2
ミャンマー	1	0	1	1
ラオス	1	0	1	0
東ティモール	1	0	1	1
東南アジア	1	0	1	3
小計(東南アジア)	23	3	26	26
中国	2	0	2	5
モンゴル	4	0	4	3
北東アジア	2	0	2	2
日中韓	3	2	5	3
東アジア	1	0	1	1
インド	0	1	1	1
モルディブ	0	0	0	1
バングラデシュ	2	1	3	2
アジア	6	1	7	6
合計	43	8	51	50

大洋州	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
パプアニューギニア	1	0	1	0
キリバス	1	0	1	1
アジア太平洋	2	0	2	2
合計	4	0	4	3

中南米	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
グアテマラ	1	0	1	1
ペルー	0	0	0	1
合計	1	0	1	2

アフリカ	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
ケニア	2	0	2	1
マリ	1	0	1	1
ボツワナ	0	1	1	1
ウガンダ	1	0	1	0
合計	4	1	5	3

ロシア・東欧	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
ロシア	1	0	1	1
合計	1	0	1	1

その他	17年度採択数			参考： 16年 度採択
	イ案件	ロ案件	計	
国際会議	4	0	4	6
合計	4	0	4	6

2. 平成18年度国別採択数

アジア	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
インドネシア	4	0	4	6
フィリピン	3	0	3	5
タイ	2	1	3	6
ベトナム	0	1	1	3
マレーシア	1	0	1	1
カンボジア	2	0	2	1
ミャンマー	0	0	0	1
ラオス	1	0	1	1
東ティモール	0	0	0	1
東南アジア	1	1	2	1
小計(東南アジア)	14	3	17	26
中国	3	1	4	2
モンゴル	3	0	3	4
北東アジア	2	0	2	2
日中韓	3	1	4	5
東アジア	2	0	2	1
インド	0	1	1	1
バングラデシュ	2	0	2	3
モルディブ	1	0	1	0
アジア	5	0	5	7
合計	35	6	41	51

大洋州	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
パプアニューギニア	1	0	1	1
キリバス	-	-	-	1
アジア太平洋	3	0	3	2
合計	4	0	4	4

中南米	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
グアテマラ	0	0	0	1
合計	0	0	0	1

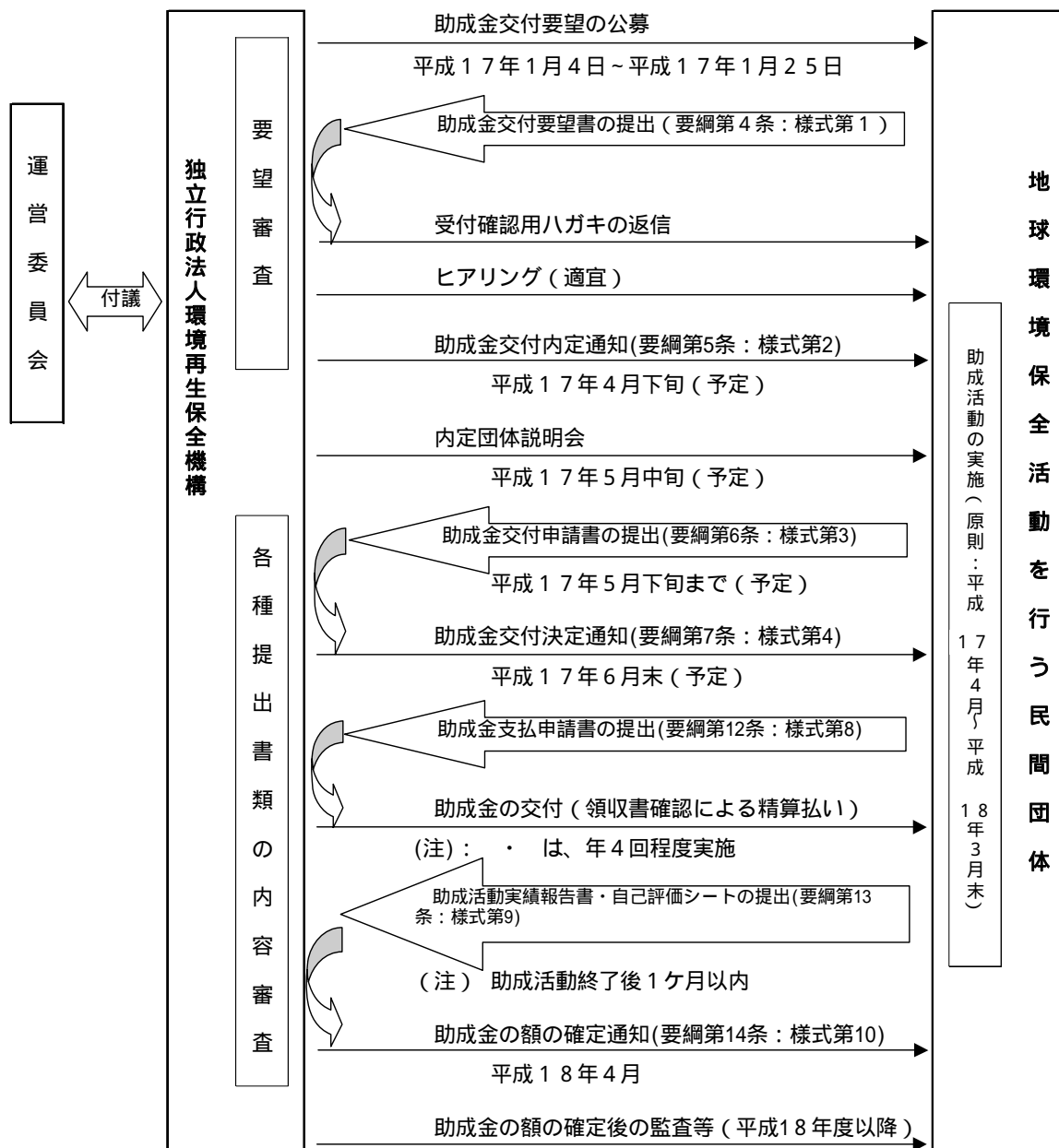
アフリカ	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
ケニア	2	0	2	2
マリ	1	0	1	1
ボツワナ	0	1	1	1
合計	3	1	4	4

ロシア・東 欧・中東	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
ロシア	-	-	-	1
カザフスタン	1	0	1	-
合計	1	0	1	1

その他	平成18年度採択数			参考：H17採択数
	イ案件	ロ案件	計	
国際会議	5	0	5	4
合計	5	0	5	4

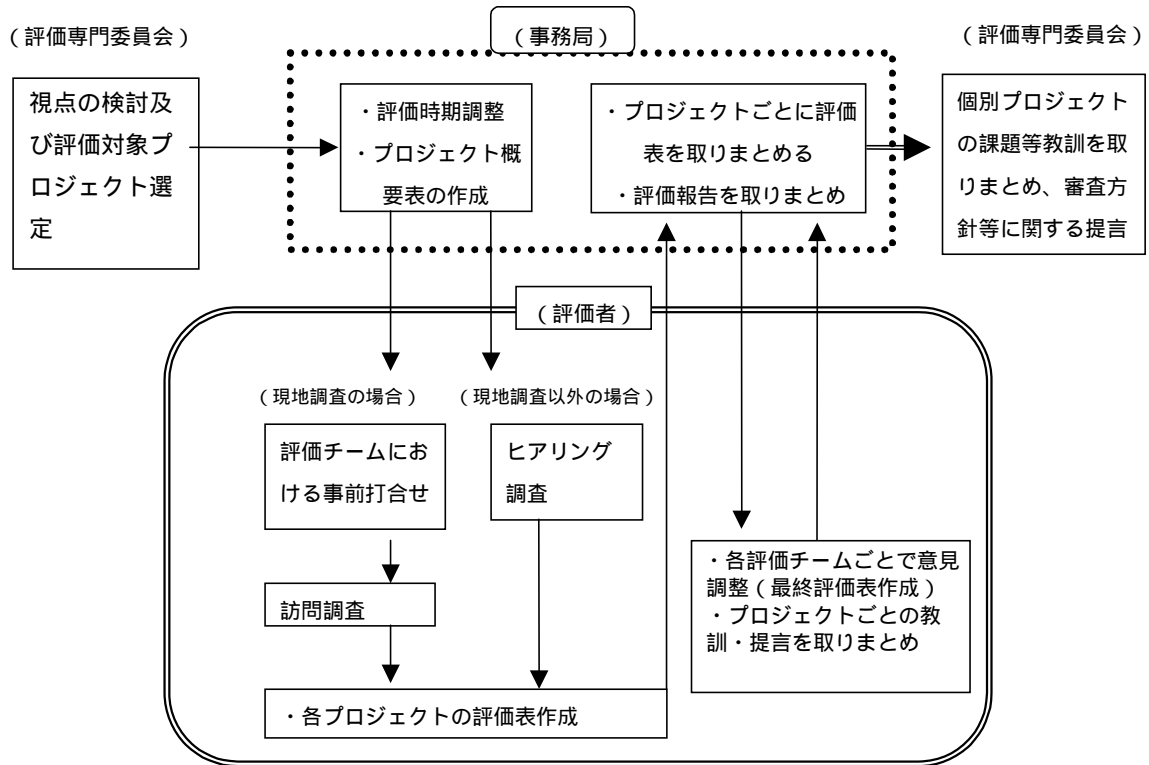
助成金交付手続きのフロー（平成17年度）

下記の「要綱」：地球環境基金助成金交付要綱



注) 以上の他、事業の進ちょく状況や事務処理等の指導・調査又は事業評価のために職員等が助成先団体の事務所等を訪問し、又は報告を求めることがあります。

地球環境基金助成事業評価の流れ図



評価対象プロジェクト選定：国内 10～20 団体
海外 2～4 団体

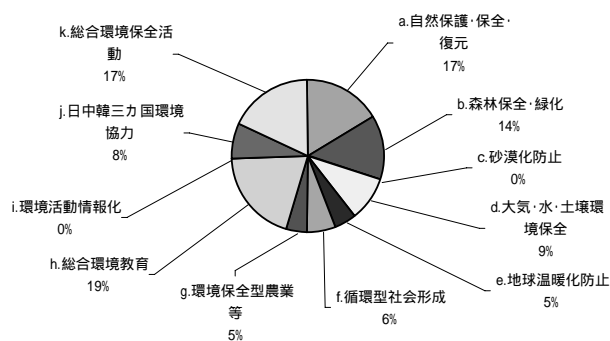
平成17年度助成金採択案件の内訳

(参考)平成16年度
分野別比率

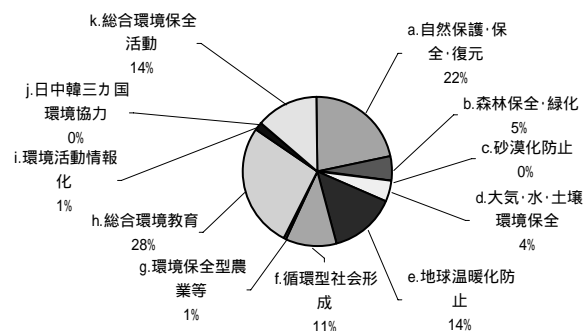
活動分野	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計	海外分野別比率	国内分野別比率	海外分野別比率	国内分野別比率
a.自然保護・保全・復元	(20) 10	(4) 1	(52) 30	(76) 41	16.7%	22.1%	26.2%	16.7%
b.森林保全・緑化	(17) 8	(4) 1	(21) 7	(42) 16	13.6%	5.1%	13.8%	2.9%
c.砂漠化防止	(5) 0	(1) 0	(0) 0	(6) 0	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
d.大気・水・土壌環境保全	(8) 5	(2) 1	(23) 6	(33) 12	9.1%	4.4%	6.2%	8.0%
e.地球温暖化防止	(4) 3	(0) 0	(38) 19	(42) 22	4.5%	14.0%	3.1%	13.0%
f.循環型社会形成	(9) 4	(0) 0	(44) 15	(53) 19	6.1%	11.0%	6.2%	12.3%
g.環境保全型農業等	(9) 3	(0) 0	(4) 1	(13) 4	4.5%	0.7%	6.2%	2.9%
h.総合環境教育	(13) 9	(7) 4	(88) 37	(108) 50	19.7%	27.2%	20.0%	29.7%
i.環境活動情報化	(0) 0	(0) 0	(10) 2	(10) 2	0.0%	1.5%	0.0%	2.9%
j.日中韓三カ国環境協力	(4) 3	(3) 2	(0) 0	(7) 5	7.6%	0.0%	4.6%	0.0%
k.総合環境保全活動	(13) 12	(1) 0	(48) 19	(62) 31	18.2%	14.0%	12.3%	11.6%
合計	(102) 57	(22) 9	(328) 136	(452) 202	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注：上段()書きは、要望件数である。

海外分野別比率



国内分野別比率



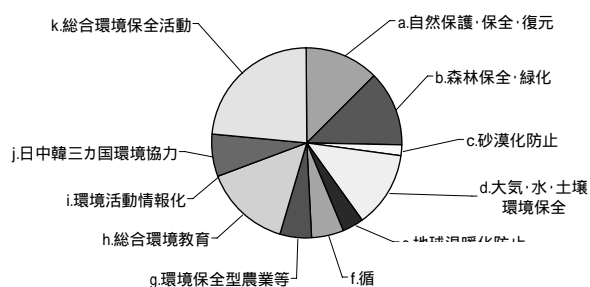
(参考)平成18年度助成金採択案件の内訳

(参考)平成17年度
分野別比率

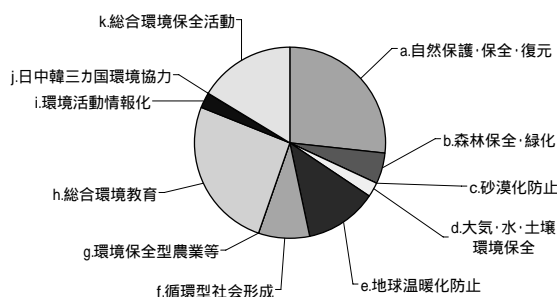
活動分野	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計	海外分野別比率	国内分野別比率	海外分野別比率	国内分野別比率
a.自然保護・保全・復元	(12) 6	(3) 1	(54) 31	(69) 38	12.7%	26.7%	16.7%	22.1%
b.森林保全・緑化	(18) 6	(1) 1	(23) 6	(42) 13	12.7%	5.2%	13.6%	5.1%
c.砂漠化防止	(7) 1	(0) 0	(0) 0	(7) 1	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%
d.大気・水・土壌環境保全	(7) 7	(1) 0	(12) 3	(20) 10	12.7%	2.6%	9.1%	4.4%
e.地球温暖化防止	(4) 2	(0) 0	(42) 14	(46) 16	3.6%	12.1%	4.5%	14.0%
f.循環型社会形成	(10) 3	(1) 0	(47) 10	(58) 13	5.5%	8.6%	6.1%	11.0%
g.環境保全型農業等	(11) 3	(0) 0	(1) 0	(12) 3	5.5%	0.0%	4.5%	0.7%
h.総合環境教育	(19) 7	(3) 1	(94) 30	(116) 38	14.5%	25.9%	19.7%	27.2%
i.環境活動情報化	(0) 0	(0) 0	(12) 3	(12) 3	0.0%	2.6%	0.0%	1.5%
j.日中韓三カ国環境協力	(3) 3	(1) 1	(0) 0	(4) 4	7.3%	0.0%	7.6%	0.0%
k.総合環境保全活動	(14) 10	(3) 3	(49) 19	(66) 32	23.6%	16.4%	18.2%	14.0%
合計	(105) 48	(13) 7	(334) 116	(452) 171	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注:上段の()書きは、要件件数である。

海外分野別比率

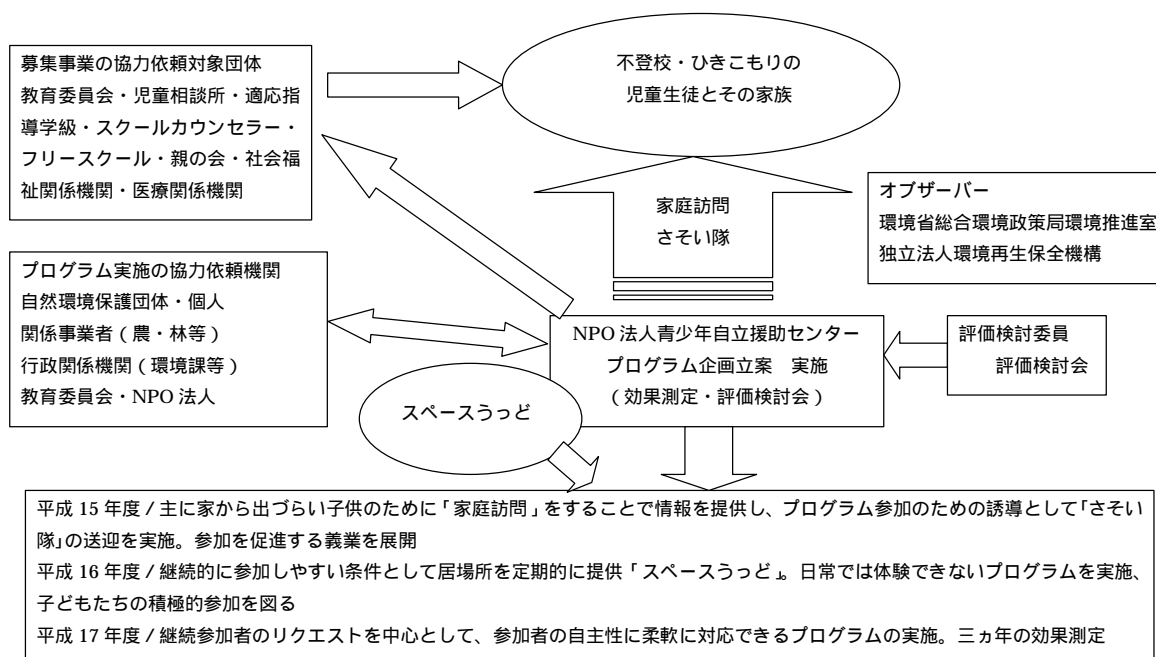


国内分野別比率



不登校・ひきこもり児童等の環境教育による回復支援調査事業の概要

目的：平成 15 年「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行。この法律の趣旨に則り、特に不登校・ひきこもりの児童生徒に対する自然環境の体験等、環境教育によるこころの回復、社会参加を促すための支援事業をモデル事業として行い、心のひずみを抱える児童等の自立支援のための環境教育の与える効果等について調査研究を行う。



民間団体等からのニーズ一覧

【新規講座】

- ・ ライフサイクルアセスメント
- ・ 環境保全や環境教育など活動やプロジェクトの企画の仕方
- ・ 企業の環境の取り組み（CSR）、行政の環境の取り組み・環境教育を学校で行える形のプログラム作りのノウハウ
- ・ NPO 税政
- ・ 欧米・日本の NGO・NPO 団体の違い
- ・ ワークショップのファシリテータ育成
- ・ ファシリテータ講座（人材育成）
- ・ アスベスト対策講座
- ・ 地球温暖化対策講座
- ・ 行政への政策提言能力
- ・ NGO と一般体験の結びつき方の事例

【新規事業】

- ・ 環境教育の事業化
- ・ 有機循環型農業
- ・ 途上国における環境破壊と開発
- ・ 一人ひとつの取り組みや小さなグループの活動もつながっていることが実感できるよう情報発信する事業

【講座内容・継続】

- ・ これからも活動しようとしている人・活動している人の背中を押してほしい
- ・ いかにして興味のない人に興味を持ってもらうかのノウハウ

【情報】

- ・ 研修講座情報
- ・ エコツアーなどの情報
- ・ 環境情報源情報、環境活動人材録
- ・ 各団体がそれぞれ情報発信しているので、それをまとめる組織がほしい
- ・ 今回のようなフォーラムなどの様々な企画開催の情報
- ・ 学校で環境教育を推進する活動、制度の有無
- ・ 自分もボランティアをやりたいので、その機会についての情報
- ・ 家庭排水と農薬の海洋汚染防止活動を実施されている方の情報を知りたい
- ・ 環境保全団体のネットワークやリスト

その他

- ・ 日本全国の一般家庭、学校、さまざまな団体が環境についてどれだけの意識を持っているか、また行動をとっているかのデータがほしい

平成17年度地球環境基金市民大学校開催一覧

1. 環境NGOと市民の集い

開催場所		実施時期	内容
北海道・東北ブロック	仙台市	1月28日	～みんなのより良い明日のために～“持続可能な社会を創ろう！” 第1部 国連「持続可能な開発のための教育の10年」とは 第2部 環境NGOと話そう。分科会 自然環境保全 / 循環型社会 / 環境教育 / 地域創り 第3部 まとめのお会
関東ブロック part-1	東京	10月22日	“環境コミュニケーションフォーラム2005ワカモノ×NGO！” 第1部 パネルディスカッション「持続可能な社会の実現に向けて、若者と環境NGOができること」 第2部 助成活動及学生団体による活動発表&グループディスカッション 第1分科会「自然保護・森林保全の取り組み」/ 第2分科会「野生生物保護の取り組み」/ 第3分科会「総合環境教育の取り組み」/ 第4分科会「地球温暖化防止の取り組み」/ 第5分科会「総合環境保全の取り組み」 第3部 各分科会報告
関東ブロック part-2	東京	11月23日	“エコボランティア&エコ就職”30を超える環境NGOがまるわかり！エコに生きちゃう秘訣を探る 第1部 プレゼンテーション「エコボランティア」「エコ就職」って何だろう？ 第2部 パネルディスカッション「環境NGOの最新事情！」 第3部 あの団体に聞いてみよう！環境NGOの実態がまるわかり！？ 第1分科会「循環型社会形成の取組」/ 第2分科会「環境保全の取り組み」/ 第3分科会「地球温暖化防止の取り組み」/ 第4分科会「自然保護・再生の取り組み」/ 第5分科会「環境教育の取り組み」 第3部 エコボランティア&エコ就職するための10の方法 第4部 環境NGOとの個別相談会
関東ブロック part-3	東京	1月21日	“つながれ！広がれ！環境学習の「わ」～みなさんのネットワークをつくりませんか～ 第1部 事例発表「学校と地域の協働による環境学習」 第2部 助成活動発表 第1分科会「海外環境保全活動A」/ 第2分科会「海外環境保全活動B」/ 第3分科会「国内環境保全活動」/ 第4分科会「環境学習支援」/ 第5分科会「資源エネルギー問題」/ 第6分科会「循環型社会形成」 第3部 講演及びパネルディスカッション「次の世代の人を育てる環境教育」 第4部 各分科会の報告
中部・北陸ブロック	名古屋市	12月15日	“NGOと企業のフロンティア～あなたが描く環境パートナーシップ～ 第1部 講演「環境問題と企業のCSR活動」 第2部 活動発表&ディスカッション 第3部 全体意見交換会
近畿ブロック	京都市	1月21日	“見たい聞きたい話したい！環境NGOってどんな活動しているの？ 第1部 シンポジウム「市民・環境NGO・企業 持続可能な社会への挑戦」 第2部 みんな集まれ！環境NGO活動発表会 第1分科会「土・空、水をまもるNGO活動」、 第2分科会「森と農村をまもる活動」、 第3分科会「次世代を育むNGO活動」、 第4分科会「持続可能な地域社会づくりに取り組むNGO活動」 第5分科会「地球温暖化防止に取り組むNGO活動」
中国・四国ブロック	岡山市	1月22日	“人と自然の関わりを考えよう～エコツアー-づくりを通じて学ぶ地域の宝～” 第1部 講義「プロが教える！自分で創る・エコツアー」 第2部 環境NGOの活動と地域資源を盛り込んだエコツアー企画書づくりワークショップ
九州・沖縄ブロック	北九州市	10月23日	“地域と育つNGO、地域に生きる企業” 第1部 講演「ビジネスと社会貢献を企業活動の両輪に」 第2部 助成活動発表 第1分科会「公害防止・技術協力」/ 第2分科会「地域コミュニティー・環境教育」/ 第3分科会「自然保護」 第3部 フロアディスカッション(全体会)

2. 環境 NGO のための組織マネジメント講座

開催場所		実施時期	内容
北海道・東北ブロック	札幌市	12月3、4日	<p>“どうやったらうまくいくの？ どうしてうまくいっているの？” 資金調達の事例と課題</p> <p>人材育成と組織運営の課題</p> <p>行政と市民ボランティアの協働</p> <p>課題解決に向けた企画づくりワークショップ</p> <p>団体のミッション・目的の整理</p> <p>課題を目標にブレイクダウン</p> <p>課題解決型企画づくり</p>
関東ブロック	川崎市	1月28、2月4日	<p>“企業と連携できる組織の条件～NGO・NPOの経営管理と企画力～ 企業と連携できる組織づくりの条件を考えよう</p> <p>基盤整備（資金調達）のための組織マネジメント</p> <p>ワークショップ基盤整備のための組織マネジメントチェック</p> <p>事業協力のための組織マネジメント</p> <p>事例報告 / 事業協力のための組織チェック(ワークショップ)</p>
中部・北陸ブロック	名古屋市	11月11、23日	<p>“NPOをマネジメントしよう！”</p> <p>NPO経営における企業経営戦略の導入を考える</p> <p>経営戦略のケーススタディ</p> <p>経営ビジョン策定ワークショップ</p> <p>マーケティングが明日への一歩</p> <p>マーケティングの活用</p> <p>ワークショップ「マーケティングで環境にチャレンジ」</p>
近畿ブロック	京都市	1月28、29日	<p>市民力を高めよう！ 環境活動スキルアップ</p> <p>環境NGOの企画手法：企画する / 思いを形にする / 戦略的なプロジェクト構成 / 問題と課題を整理する</p> <p>効果的な会議の運営方法</p> <p>会報誌作成技術と広報戦略</p> <p>活動成果を効果的に伝えるための司会進行技術</p>
中国・四国ブロック	広島市	1月28、29日	<p>～組織運営のための「イロハ」を学ぼう～</p> <p>ミッションから経営戦略へ</p> <p>戦略から事業計画立案へ</p> <p>ケーススタディ(事例からふりかえる：ごみ5R推進本舗)</p> <p>個から組織へ</p> <p>手弁当から資金調達へ</p> <p>ケーススタディ(事例からふりかえる：もりメイト倶楽部 Hiroshima)</p>
九州・沖縄ブロック	福岡市	1月21、22日	<p>環境NGOの成功事例から学ぶ組織強化テクニック虎の巻！</p> <p>講演：NGOがまちを変えた！「自転車タクシーがまちを走る」</p> <p>組織はこうやって出来た！（九州の事例）</p> <p>プロジェクトリーダーを囲んで話をしませんか？</p> <p>講演「環境NGOネットワークの可能性」</p> <p>ワークショップ「ボランティアコーディネーターの役割について / 私達にできること」</p>

3. 環境保全協働コーディネーター養成講座

開催場所		実施時期	内容
北海道・東北ブロック	盛岡市	11月26、27日	行政とNPO・市民団体の協働のコツを伝授 協働の実践報告(国との協働、県との協働) 協働の歴史と現状 協働の仕組みとネットワーク 協働のパートナーシップ構築 協働でのファシリテーション手法 まとめ「NGO/NPOと行政との協働」
関東ブロック	川崎市	2月11、12日	「協働」の基礎と課題を理解する 互いの力を引き出し、コーディネートの基礎を理解する NPOと企業との協働を学ぶ NPOと行政との協働を学ぶ 講義「協働事業を評価・改善するために」
中部・北陸ブロック	松本市	1月21、22日	環境保全へ、企業の責任と市民との協働 企業とNPOの協働とCSR 行政との協働と指定管理者制度 市民からの仕事おこしと協働
近畿ブロック	京都市	11月27、28日	協働コーディネーターの役割と仕事概論 コーディネーターとしての合意形成力を高める方法 具体的事例に即したプロジェクトコーディネーター体験 パートナーシップを築くための考え方、仕組みづくり、役割分担
中国・四国ブロック	倉敷市	3月18、19日	「地域再生をデザインし、協働をコーディネートする実践講座」 講義「協働コーディネータとは何か？役割はどう進化したか？」 タウンウォッチング グループワーク「課題の設定」 グループワーク「課題解決のための企画」 講義「コーディネーターに求められる力とは」 ワークショップ「コーディネータに求められること」
九州・沖縄ブロック	宮崎市	10月29、30日、11月26日	協働を生み育てるポイント NPOとの協働を生み、育てるプロセスをつくる プロセスと提案をロールプレイングで確認する ロールプレイングの統合、ブラッシュ・アップ 協働の評価に必要な視点 評価を改善に結びつける

4. 自然保護戦略講座

開催場所	実施時期	内容
大阪府	2月4、5日	“もっと森林に関わろう！ミーティング” 「どう残す？となりの林・どう活かす？むこうの森」 話題提供 1) AKAYAプロジェクト「生物多様性保全に向けた国有林の共同管理」 2) 人工林の管理放棄と緑のダム機能低下「そのメカニズムと市民参加型調査・計画の可能性」 3) これからの里山管理「里山の生物資源を有効に利用するために」 ワークショップ人工林分科会 / 里山林分科会 講演「森を考える～都市と農村のつながりをおして」 パネルディスカッション「未来に向けて～森林の価値とワズユースを考える」

5. 環境アセスメント講座

開催場所	実施時期	内容
東京	2月4日、18日	「環境アセスメントって何ですか？」 「これからのアセスと市民の役割」 コンサルタントの役割と努力 環境省「わかりやすい方法書(良好事例)」は本当にわかりやすいか？

6. 会計講座

開催場所	実施時期	内容
初級コース	東京 10月5、12、20、26日	『ゼロからでもOK！会計の基礎と仕訳が身に付く』 現金出納帳、入出金伝票、預金出納帳の事務 仮払い精算書、給与計算と台帳、未収・未払いなどの管理 仕訳、振替伝票、総勘定元帳、残高試算表などの会計システム 源泉徴収、社会保険、労働保険などの日常業務
	大阪市 12月3、4、10、17日	
中級コース	東京 11月2、9、16、30日	『これだけは必要！決算と税務のポイント』 NPO法人会計の基本と決算書の作り方 一取引二仕訳、特定引当預金など複雑な決算の処理 一般会計と特別会計の区分を整理する 収益事業の申告と税務の基礎知識を学ぶ

7. 国際協力講座

開催場所	実施時期	内容
山梨県上野原市	2月18日19日	Think Locally Act Globally 地域で考え、世界で行動しよう！ 講演「国際協力の必要性」 事例報告「持続可能な国際協力 / ジャマイカの森林林業 / 草の根からの国際協力 / 現地のニーズを知る / 国際協力の様々なかたち」 講師との意見交換 ワークショップ NGOを取巻く環境と組織の現状 - 組織形態、財政、働く人々は - NGOと市民に期待すること グループ討議「個人の立場で国際協力活動に効果的に参画するには」

8. 海外派遣研修短期コース

開催場所	実施時期	内容
東ティモール・インドネシア	8月9日、 8月30～9月12日、 12月27日	東ティモール・インドネシアの各地で、環境保全型農業、植林、環境教育、自然保護、技術訓練等に取り組む諸団体及び国連、政府機関を訪問し、活動現場の視察と講義を受け、スタッフや地域住民と意見交換。研修報告会も開催

9. インターンシップ研修

開催場所	実施時期	内容
国内	東京・京都 5～6ヶ月	事業歴が長く、あるいは実績のある団体において、マネジメント手法や行政サイドへの対応等非営利組織の経営に必要な知識習得や、地域のフィールドでの特定プロジェクト活動をOJTにて習得 開発・環境協力活動全般に関わる業務 組織広報活動に関わる業務(会報誌・メールニュース等編集) 自治体の環境施策に関する調査研究業務

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について

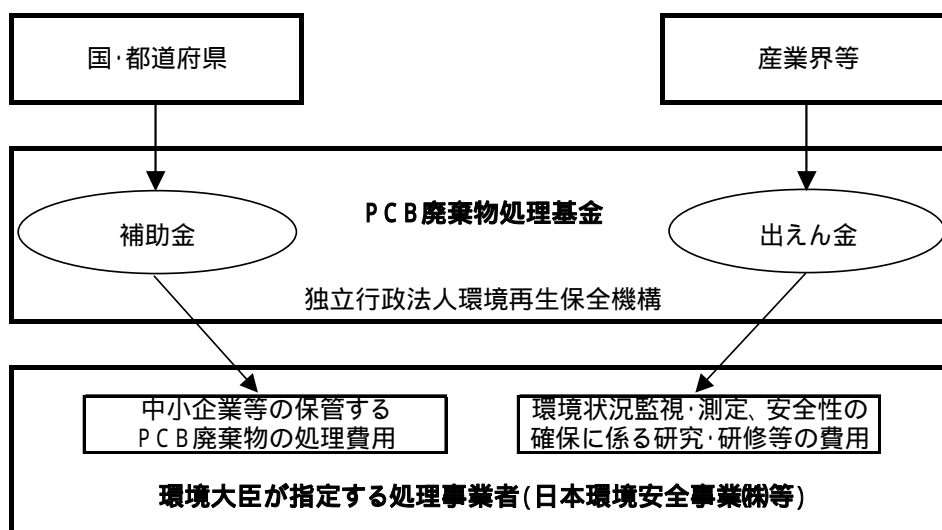
1. 目的

- (1) 中小企業等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物(トランス・コンデンサ等)の処理に要する費用の軽減。(軽減事業)
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修等の振興促進。(振興事業)

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。(環境再生保全機構法(平成15年法律第43号)第16条)
- (2) 産業界等(製造者等)に対しては、環境大臣が資金のえん等の協力要請を行う。(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第15条)

3. PCB処理基金のスキーム



4. 拠出状況

(単位:千円)

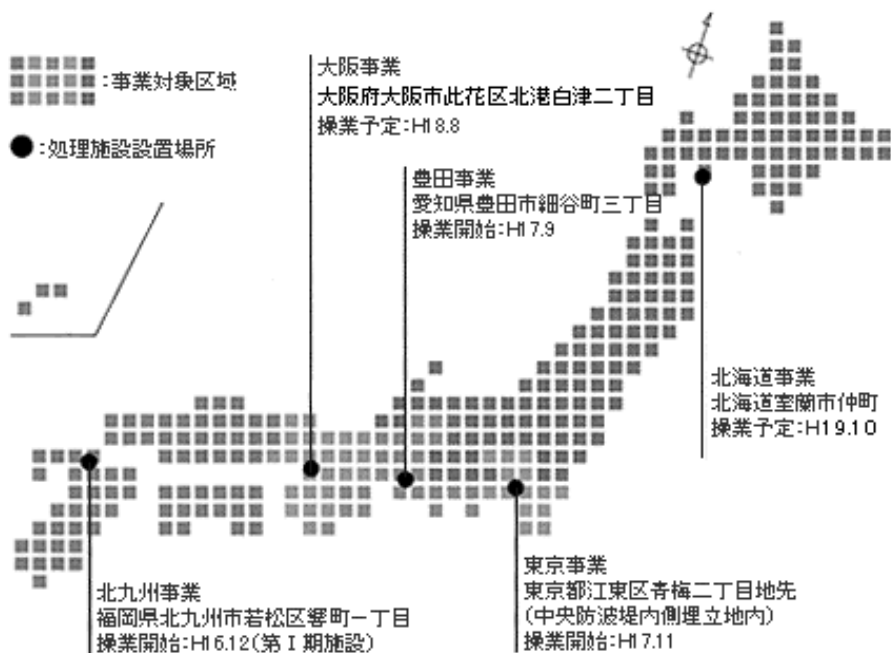
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	累計額
国	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	10,000,000
都道府県	1,254,000	2,358,000	2,263,000	1,906,000	2,131,000	9,912,000
うち前年度後納分		716,000	386,000	125,000	219,000	
民間えん金	480,000	800	0	0	0	480,800

* 国及び都道府県については、年あたり、国20億円、都道府県20億円の拠出を受け、平成13年から平成26年まで総額560億円を予定。

日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

(平成 18 年 4 月現在)



事業所別処理対象都道府県

北海道事業

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨
・長野

東京事業

埼玉・千葉・東京・神奈川

豊田事業

岐阜・静岡・愛知・三重

大阪事業

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

北九州事業

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎
・鹿児島・沖縄

維持管理積立金業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第42号)により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

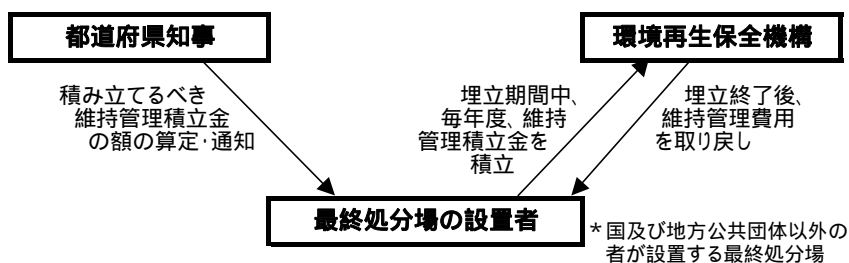
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



4. 積立・取戻状況

(単位:千円)

	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
積立	1件	9,489	20件	206,231	28件	232,782	43件	557,756	58件	1,194,075
取戻()					1件	700	1件	1,066	1件	721
残高		9,489		215,720		447,802		1,004,492		2,197,846

	平成15年度		平成16年度		平成17年度		累計額
積立	68件	1,251,359	74件	1,457,116	81件	1,850,226	6,759,034
取戻()			2件	3,420	2件	41,072	46,979
残高		3,449,205		4,902,901		6,712,055	

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

．制度の目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

．制度の概要

1．救済給付の支給制度

(1) 指定疾病

- ・ 中皮腫
- ・ 気管支又は肺の悪性新生物

(2) 救済給付の支給

救済給付の種類等

救済給付は、以下に掲げるとおりとし、（独）環境再生保全機構（機構）が、石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定（ ）を受けた者（被認定者）、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し支給。

被認定者に係る給付	<table> <tbody> <tr> <td>医療費（自己負担分）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>療養手当</td> <td>103,870円 / 月</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>199,000円</td> </tr> </tbody> </table>	医療費（自己負担分）		療養手当	103,870円 / 月	葬祭料	199,000円
医療費（自己負担分）							
療養手当	103,870円 / 月						
葬祭料	199,000円						
施行前に死亡した者の遺族に係る給付	<table> <tbody> <tr> <td>特別遺族弔慰金</td> <td>2,800,000円</td> </tr> <tr> <td>特別葬祭料</td> <td>199,000円</td> </tr> </tbody> </table>	特別遺族弔慰金	2,800,000円	特別葬祭料	199,000円		
特別遺族弔慰金	2,800,000円						
特別葬祭料	199,000円						

その他 救済給付調整金

・・・有効期間は5年。なお、治る見込みがないときは更新可能

注・・・被認定者が、その認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受けたときは、機構は、被認定者に代わり、医療費として支給すべき額を当該保険医療機関等に支払うことが可能（この結果、被認定者の窓口負担は無し）。

認定

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定（認定の効力は申請時に遡って発生）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が実施。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知。
医学的判定の際の基準については、3月2日に中央環境審議会より答申。

その他

- ・認定及び救済給付の支給に係る申請については、当面、機構（川崎・大阪）及び環境省地方環境事務所（全国11か所）で受付。委託契約が済み次第、保健所等でも受付。郵送も可。
- ・救済給付の支給を受けられる者に対し、同一事由について損害のてん補がされた等の場合、機構は、その価額の限度で救済給付を支給しない。

(3) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。
事業主の要件、特別拠出金の額の算定方法については、有識者等からなる検討会を経て、平成18年度の前半のできるだけ早期に決定予定。

2. 特別遺族給付金の支給制度

(1) 対象者

石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等（死亡労働者等）の遺族で

あって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

(2) 種類

- ・ 特別遺族年金：死亡労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと等の要件を満たすものに対して支給。
- ・ 特別遺族一時金：特別遺族年金を受けることができる遺族がいないときに、配偶者等の遺族に対して支給。

(3) 費用

- ・ 労働保険料として労災保険適用事業主から徴収。

3 . 施行期日

施行期日は、平成18年3月27日とする。なお、申請は、施行日の一週間前の日（平成18年3月20日）から行うことができる。

また、石綿健康被害救済基金の設置等は平成18年2月10日から、費用の徴収については平成19年4月1日から施行する。

4 . 見直し

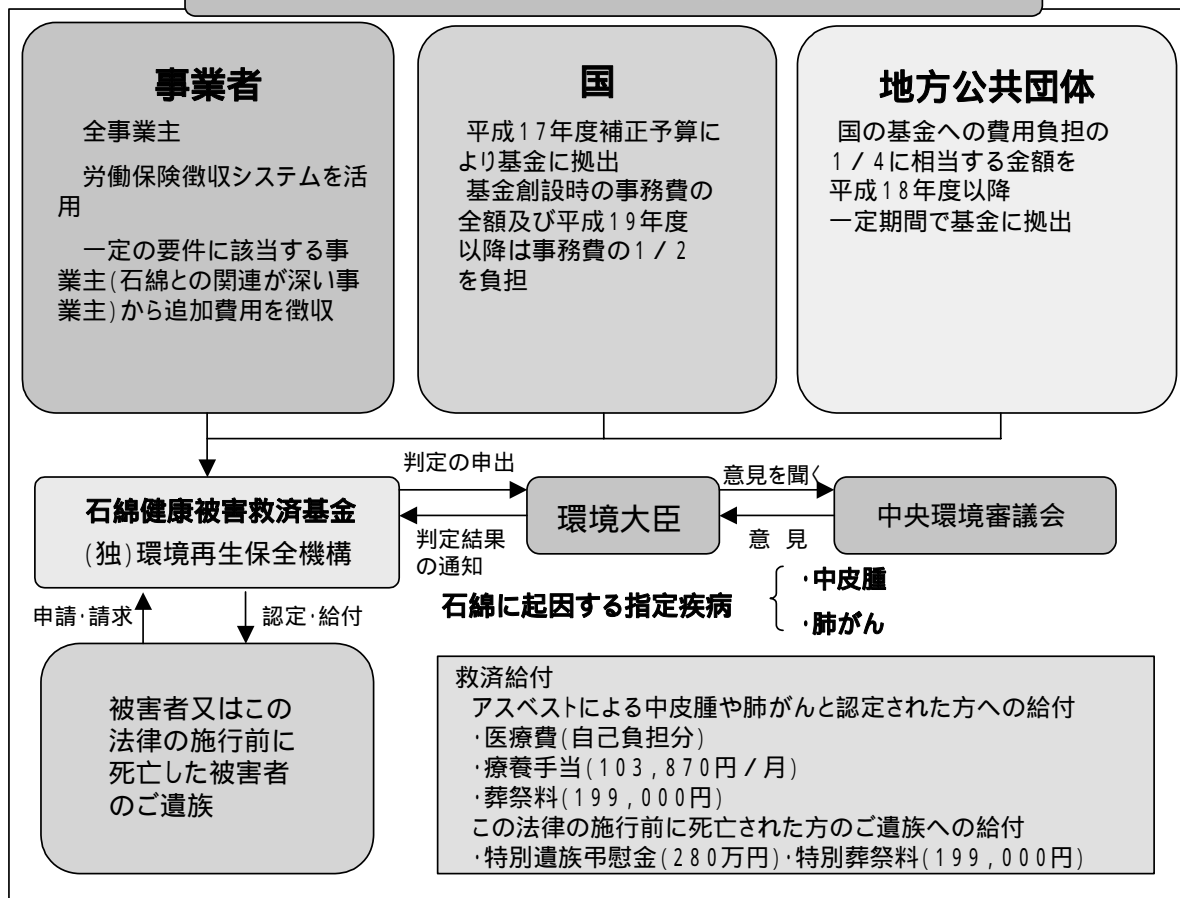
政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的:石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日:基金の創設 平成18年2月10日
 救済給付の支給 平成18年3月27日
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日
 制度全体について5年後に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

(特別遺族給付金の支給)

対象者:指定疾病等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

給付額:特別遺族年金 原則240万円/年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

財源:労働保険特別会計労災勘定から負担する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給関係の施行)について(環企発第060313003号平成18年3月13日環境保健部長通知)
(医学的判定に係る部分を抜粋)

第3 指定疾病

- 1 指定疾病は、中皮腫及び気管支又は肺の悪性新生物であること(法第2条第1項)。中皮腫とは主として胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に発生するものであること。法第2条第1項にいう「その他石綿を吸入することにより発生する疾病であって政令で定めるもの」に該当する疾病は現時点ではないが、今後、医学的知見やデータの集積を図り、必要に応じ指定疾病の追加を図ることがあり得ること。
- 2 指定疾病に付随する疾病等(以下「続発症」という。)であって、日常生活に相当の制限が加わり、常に医師の管理による治療が必要であるようなものについては、当該指定疾病と一体のものとして取り扱うものであること。個々の事例において、ある疾病等が続発症であるか否かについては、医学の経験則により相当程度の関連性があるか否かによって判断されるべきであるが、具体的には、中皮腫又は肺がんの続発症としては、次のような疾病等が考えられること。

指定疾病の経過中又はその進展により当該指定疾病との関連で発症するもの

- ・中皮腫又は肺がんの遠隔転移、肺がんの癌性胸膜炎、癌性リンパ管症 など

指定疾病を母地として細菌感染等の外因が加わって発症するもの

- ・肺炎、胸膜炎 など

指定疾病の治療に伴う副作用や後遺症

- ・薬剤性肺障害、放射線肺炎、術後の肺機能障害 など

第4 救済給付

2 医療費の支給及び認定等

(4) 認定に係る医学的判定

認定及び申請中死亡者に係る決定に際して行う石綿を吸入することにより指定疾患にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。なお、石綿を吸入することにより指定疾患にかかったことを判定するための考え方については、平成18年3月2日付け中央環境

審議会答申「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について（答申）」及び平成 18 年 2 月の石綿による健康被害に係る医学的判定に関する検討会報告書「石綿による健康被害に係る医学的判定に関する考え方」を参照されたいこと。

中皮腫については、そのほとんどが石綿に起因するものと考えられることから、中皮腫の診断の確からしさが担保されれば、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。

なお、中皮腫は診断が困難な疾病であるため、臨床所見、臨床検査結果だけでなく、病理組織学的検査に基づく確定診断がなされることが重要であり、また、確定診断に当たっては、肺がん、その他のがん、胸膜炎などとの鑑別も必要であること。このため、中皮腫であることの判定に当たっては、病理組織学的検査記録等が求められ、確定診断が適正になされていることの確認が重要であること。

しかしながら、実際の臨床現場においては、例えば、病理組織学的検査が行われていなくても、細胞診でパパニコロウ染色とともに免疫染色などの特殊染色を実施した場合には、その他の胸水の検査データや画像所見等を総合して診断を下すことができる例もあるとされているなど、病理組織学的検査が行われていない事案も少なくないと考えられることから、判定に当たっては、原則として病理組織学的検査による確定診断を求めるものの、病理組織学的検査が行われていない例においては、臨床所見、臨床経過、臨床検査結果、他疾病との鑑別の根拠等を求め、専門家による検討を加えて判定するものであること。

肺がんについては、原発性肺がんであって、肺がんの発症リスクを 2 倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。

肺がんの発症リスクを 2 倍に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合とは、国際的にも、25 本/ml × 年程度のばく露があった場合であると認められており、また、これに該当する医学的所見としては、次のア又はイに該当する場合が考えられること。

ア 胸部エックス線検査又は胸部 CT 検査により、胸膜プラーク（肥厚斑）が認められ、かつ、胸部エックス線検査でじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 4 条第 1 項に定める第 1 型以上と同様の肺線維化所見（いわゆる不整形陰影）があつて胸部 CT 検査においても肺線維化所見が認められること。

イ 肺内石綿小体又は石綿繊維の量が一定量以上（乾燥肺重量 1 g 当たり 5,000 本以上の石綿小体若しくは 200 万本以上（5 μm 超。2 μm 超

の場合は500万本以上)の石綿繊維又は気管支肺胞洗浄液1ml当たり5本以上の石綿小体)認められること。

なお、アでいう「じん肺法(昭和35年法律第30号)第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺繊維化所見」とは、あくまでも画像上の所見であり、じん肺法において「石綿肺」と診断することとは異なるものであること。

7 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料

- (9) 特別遺族弔慰金等の支給を受ける権利の認定に際して行う施行前死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定については、以下の考え方により行うものであること。

中皮腫については、中皮腫であったことが客観的に確認できる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。具体的には、施行前死亡者の死亡に関して市区町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写しに、死亡の原因として「中皮腫」の記載がある場合(「良性中皮腫」など、良性疾患である旨明記された場合を除く。)には、石綿を吸入することにより中皮腫にかかり、これに起因して死亡したものと判断できるものであり、この場合には、機構は医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができるものであること。

肺がんについては、肺がん(原発性肺がんであることが否定されないものに限る。以下この項において同じ。)であったことが客観的に確認できるとともに、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる場合に、石綿を吸入することによりかかったものと判定するものであること。具体的には、施行前死亡者に関して市町村長に提出した死亡診断書若しくは死体検案書又は請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる診療録の写しに、死亡の原因として「肺がん」の記載があり、2の(4)の ア又はイに該当する医学的所見が確認できる場合に、石綿を吸入することにより肺がんにかかり、これに起因して死亡したものと判断できるものであること。

認定申請・特別遺族弔慰金等請求書受付状況

(機構本部5月末日までの受付分)

独立行政法人環境再生保全機構本部で、5月末までに受け付けた認定申請者及び特別遺族弔慰金等請求者について、疾病ごと、給付内容ごと(認定申請関係又は特別弔慰金等関係)に整理し、都道府県別申請者・請求者数をとりまとめた。

コード	都道府県名	特別遺族弔慰金請求			小計	認定申請			小計	総計
		中皮腫	肺がん	不明		中皮腫	肺がん	不明		
1	北海道	44	2	0	46	17	5	1	23	69
2	青森県	9	2	0	11	5	0	0	5	16
3	岩手県	5	0	0	5	3	1	0	4	9
4	宮城県	13	3	1	17	12	5	1	18	35
5	秋田県	11	0	0	11	3	0	0	3	14
6	山形県	7	5	0	12	3	1	0	4	16
7	福島県	9	1	0	10	4	1	0	5	15
8	茨城県	13	1	0	14	13	3	0	16	30
9	栃木県	7	2	0	9	3	3	1	7	16
10	群馬県	7	1	1	9	9	3	0	12	21
11	埼玉県	68	6	2	76	28	13	2	43	119
12	千葉県	44	9	0	53	20	9	1	30	83
13	東京都	107	9	1	117	60	11	1	72	189
14	神奈川県	72	13	3	88	39	18	3	60	148
15	新潟県	20	3	1	24	12	5	0	17	41
16	富山県	19	3	0	22	4	2	0	6	28
17	石川県	5	0	0	5	0	1	0	1	6
18	福井県	4	0	0	4	2	5	0	7	11
19	山梨県	4	0	0	4	2	1	1	4	8
20	長野県	6	2	0	8	9	2	0	11	19
21	岐阜県	9	3	0	12	14	2	0	16	28
22	静岡県	28	4	1	33	13	7	0	20	53
23	愛知県	47	7	0	54	20	8	0	28	82
24	三重県	11	2	0	13	3	2	1	6	19
25	滋賀県	8	0	0	8	7	2	0	9	17
26	京都府	22	3	1	26	12	3	1	16	42
27	大阪府	143	18	3	164	63	30	7	100	264
28	兵庫県	167	35	5	207	78	31	8	117	324
29	奈良県	20	2	0	22	11	4	0	15	37
30	和歌山県	11	0	0	11	1	3	0	4	15
31	鳥取県	4	1	0	5	1	0	0	1	6
32	島根県	1	1	0	2	0	2	0	2	4
33	岡山県	24	2	0	26	13	2	0	15	41
34	広島県	38	12	0	50	18	10	1	29	79
35	山口県	17	6	0	23	7	1	0	8	31
36	徳島県	5	0	0	5	1	0	0	1	6
37	香川県	15	1	0	16	5	3	0	8	24
38	愛媛県	6	0	0	6	5	4	0	9	15
39	高知県	8	2	0	10	2	1	0	3	13
40	福岡県	38	7	3	48	20	5	6	31	79
41	佐賀県	9	0	1	10	5	1	0	6	16
42	長崎県	11	2	2	15	5	3	1	9	24
43	熊本県	10	3	1	14	5	3	0	8	22
44	大分県	7	3	0	10	2	2	0	4	14
45	宮崎県	6	1	1	8	2	0	0	2	10
46	鹿児島県	10	5	0	15	8	0	0	8	23
47	沖縄県	3	1	0	4	3	0	1	4	8
総計		1,152	183	27	1,362	572	218	37	827	2,189

申請者及び請求者の住所をもとに、県別に集計したものの。

特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求に係る認定状況

平成18年6月30日現在

(単位:人)

都道府県	疾病内訳								合計	備考
	中皮腫			肺がん						
	今回認定	既認定	計	今回認定	既認定	計				
北海道	3	6	9	0	0	0	9			
青森県	0	3	3	0	0	0	3			
岩手県	0	0	0	0	0	0	0			
宮城県	1	3	4	0	0	0	4			
秋田県	0	0	0	0	0	0	0			
山形県	0	0	0	0	0	0	0			
福島県	1	2	3	0	0	0	3			
茨城県	0	3	3	0	0	0	3			
栃木県	1	1	2	0	0	0	2			
群馬県	0	0	0	0	0	0	0			
埼玉県	2	9	11	0	0	0	11			
千葉県	1	8	9	0	0	0	9			
東京都	9	18	27	0	0	0	27			
神奈川県	6	9	15	0	0	0	15			
新潟県	3	0	3	0	0	0	3			
富山県	1	2	3	0	0	0	3			
石川県	0	1	1	0	0	0	1			
福井県	2	0	2	0	0	0	2			
山梨県	0	0	0	0	0	0	0			
長野県	0	1	1	0	0	0	1			
岐阜県	0	1	1	0	0	0	1			
静岡県	0	5	5	0	0	0	5			
愛知県	1	5	6	0	0	0	6			
三重県	0	1	1	0	0	0	1			
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0			
京都府	3	2	5	0	0	0	5			
大阪府	6	11	17	0	0	0	17			
兵庫県	5	13	18	0	0	0	18			
奈良県	0	4	4	0	0	0	4			
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0			
鳥取県	0	1	1	0	0	0	1			
島根県	0	0	0	0	0	0	0			
岡山県	0	2	2	0	0	0	2			
広島県	0	6	6	0	0	0	6			
山口県	1	1	2	0	0	0	2			
徳島県	0	1	1	0	0	0	1			
香川県	1	1	2	0	0	0	2			
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0			
高知県	0	1	1	0	0	0	1			
福岡県	0	8	8	0	0	0	8			
佐賀県	0	1	1	0	0	0	1			
長崎県	0	2	2	0	0	0	2			
熊本県	0	0	0	0	0	0	0			
大分県	0	0	0	0	0	0	0			
宮崎県	1	0	1	0	0	0	1			
鹿児島県	0	2	2	0	0	0	2			
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0			
計	48	134	182	0	0	0	182			

請求者の住所をもとに、県別に集計したもの。

医学的判定の申出の状況

(平成18年6月23日現在)

区分	中皮腫	肺がん	計
判定申出件数	190	79	269
認定	175	73	248
申請中死亡に係る決定	15	6	21
認定の更新	0	0	0
認定の取り消し	0	0	0

医学的判定の状況

(平成18年6月23日現在)

区分	中皮腫	肺がん	計
判定件数	67	14	81
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったと判定されたもの (認定疾病と判定するもの)	25	2	27
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったのではないと判定されたもの (認定疾病でないとして判定するもの)	0	1	1
石綿を吸入することにより指定疾病にかかったかどうか判定できなかったもの (認定疾病かどうか判定できないもの(判定保留))	42	11	53

石綿救済給付申請受付保健所等一覧

(平成18年6月1日現在)

都道府県名	受付保健所等の名称			
北海道	札幌市保健福祉局 江別保健所 深川保健所 倶知安保健所 室蘭保健所 帯広保健所 網走保健所 留萌保健所	小樽市保健所 千歳保健所 富良野保健所 江差保健所 苫小牧保健所 釧路保健所 北見保健所 上川保健所	市立函館保健所 岩見沢保健所 名寄保健所 渡島保健所 浦河保健所 根室保健所 紋別保健所	旭川市保健所 滝川保健所 岩内保健所 八雲保健所 静内保健所 中標津保健所 稚内保健所
青森県	青森保健所 上十三保健所	弘前保健所 むつ保健所	八戸保健所	五所川原保健所
岩手県	盛岡保健所 一関保健所 久慈保健所	花巻保健所 大船渡保健所 二戸保健所	北上保健所 釜石保健所	水沢保健所 宮古保健所
宮城県	仙台市青葉保健所 仙台市泉保健所 栗原保健所	仙台市宮城野保健所 仙南保健所 登米保健所	仙台市若林保健所 塩釜保健所 石巻保健所	仙台市太白保健所 大崎保健所 気仙沼保健所
秋田県	秋田市保健所 秋田中央保健所 湯沢保健所	大館保健所 由利本荘保健所	北秋田保健所 大仙保健所	能代保健所 横手保健所
山形県	村山保健所	最上保健所	置賜保健所	庄内保健所
福島県	郡山市保健所 県南保健所	いわき市保健所 会津保健所	県北保健所 南会津保健所	県中保健所 相双保健所
茨城県	水戸保健所 鉾田保健所 つくば保健所	ひたちなか保健所 潮来保健所 筑西保健所	常陸大宮保健所 竜ヶ崎保健所 水海道保健所	日立保健所 土浦保健所 古河保健所
栃木県	宇都宮市保健所 県北健康福祉センター	県西健康福祉センター 安足健康福祉センター	県東健康福祉センター	県南健康福祉センター
群馬県	前橋保健福祉事務所 富岡保健福祉事務所 高崎保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所 中之条保健福祉事務所 桐生保健福祉事務所	渋川保健福祉事務所 沼田保健福祉事務所 太田保健福祉事務所	藤岡保健福祉事務所 館林保健福祉事務所
埼玉県	さいたま市保健所 鴻巣保健所 本庄保健所 越谷保健所	川越市保健所 所沢保健所 熊谷保健所 幸手保健所	川口保健所 東松山保健所 加須保健所 坂戸保健所	朝霞保健所 秩父保健所 春日部保健所
千葉県	千葉市保健所 野田健康福祉センター 市原健康福祉センター 香取健康福祉センター	船橋市保健所 印旛健康福祉センター 君津健康福祉センター 海匝健康福祉センター	市川健康福祉センター 長生健康福祉センター 柏健康福祉センター 山武健康福祉センター	松戸健康福祉センター 夷隅健康福祉センター 習志野健康福祉センター 安房健康福祉センター
東京都	千代田保健所 文京保健所 品川区児童保健事業部 大田区保健所 杉並保健所 板橋区保健所 江戸川保健所 町田保健所 大島出張所 八丈出張所	中央区保健所 台東保健所 品川区保健所 世田谷保健所 池袋保健所 練馬区保健所 西多摩保健所 多摩立川保健所 大島出張所新島支所 小笠原出張所	みなと保健所 墨田区保健所 品川区保健センター 渋谷区保健所 北区保健所 足立保健所 八王子保健所 多摩府中保健所 大島出張所神津島支所	新宿区健康部長 江東区保健所 目黒区保健所 中野区保健所 荒川区保健所 葛飾区保健所 南多摩保健所 多摩小平保健所 三宅出張所
神奈川県	川崎市川崎保健所 川崎市宮前保健所 相模原市保健所 小田原保健所 津久井保健所	川崎市幸保健所 川崎市多摩保健所 藤沢市保健所 三崎保健所 秦野保健所	川崎市中原保健所 川崎市麻生保健所 平塚保健所 厚木保健所 大和保健所	川崎市高津保健所 横須賀市保健所 鎌倉保健所 足柄上保健所 茅ヶ崎保健所
新潟県	新潟市保健所 三条地域振興局健康福祉環境部 十日町地域振興局健康福祉部 佐渡地域振興局健康福祉環境部	村上地域振興局健康福祉部 長岡地域振興局健康福祉環境部 柏崎地域振興局健康福祉部	新発田地域振興局健康福祉環境部 魚沼地域振興局健康福祉部 上越地域振興局健康福祉環境部	新潟地域振興局新津支局健康福祉環境部 南魚沼地域振興局健康福祉環境部 糸川地域振興局健康福祉部
富山県	富山市保健所 砺波厚生センター	新川厚生センター	中部厚生センター	高岡厚生センター

石綿救済給付申請受付保健所等一覧

(平成18年6月1日現在)

都道府県名	受付保健所等の名称			
石川県	金沢市保健所 能登北部保健福祉センター	南加賀保健福祉センター	石川中央保健福祉センター	能登中部保健福祉センター
福井県	福井健康福祉センター 二州健康福祉センター	坂井健康福祉センター 若狭健康福祉センター	奥越健康福祉センター	丹南健康福祉センター
山梨県	中北保健所 富士・東部保健所	中北保健所峡北支所	峡東保健所	峡南保健所
長野県	長野市保健所 伊那保健所 大町保健所	佐久保健所 飯田保健所 長野保健所	上田保健所 木曾保健所 北信保健所	諏訪保健所 松本保健所
岐阜県	岐阜市保健所 西濃保健所揖斐センター 東濃保健所	岐阜保健所 関保健所 恵那保健所	岐阜保健所本巢・山県センター 中濃保健所 飛騨保健所	西濃保健所 中濃保健所郡上センター 飛騨保健所下呂センター
静岡県	静岡市保健所 東部保健所 西部保健所	浜松市保健所 御殿場保健所	賀茂保健所 富士保健所	熱海保健所 中部保健所
愛知県	名古屋市千種保健所 名古屋市中村保健所 名古屋市中区保健所 名古屋市中区保健所 名古屋市中区保健所 豊橋市保健所 一宮保健所稲沢支所 春日井保健所小牧支所 半田保健所 衣浦東部保健所安城支所 新城保健所設楽支所	名古屋市東保健所 名古屋市中保健所 名古屋市中川保健所 名古屋市中区保健所 岡崎市保健所 瀬戸保健所 江南保健所 半田保健所美浜支所 衣浦東部保健所加茂支所 豊川保健所	名古屋市北保健所 名古屋市昭和保健所 名古屋市港保健所 名古屋市名東保健所 豊田市保健所 瀬戸保健所豊明支所 師勝保健所 知多保健所 西尾保健所 豊川保健所蒲郡支所	名古屋市西保健所 名古屋市瑞穂保健所 名古屋市南保健所 名古屋市天白保健所 一宮保健所 春日井保健所 津島保健所 衣浦東部保健所 新城保健所 豊川保健所田原支所
三重県	桑名保健所 松阪保健所 熊野保健所	四日市保健所 伊勢保健所	鈴鹿保健所 伊賀保健所	津保健所 尾鷲保健所
滋賀県	大津保健所 彦根保健所	草津保健所 長浜保健所	甲賀保健所 高島保健所	東近江保健所
京都府	京都市北保健所 京都市東山保健所 京都市右京保健所 山城南保健所 中丹東保健所	京都市上京保健所 京都市山科保健所 京都市伏見保健所 山城南保健所 丹後保健所	京都市左京保健所 京都市下京保健所 京都市西京保健所 南丹保健所	京都市中京保健所 京都市南保健所 乙訓保健所 中丹西保健所
大阪府	大阪市保健所 大阪市此花区保健福祉センター 大阪市大正区保健福祉センター 大阪市淀川区保健福祉センター 大阪市旭区保健福祉センター 大阪市住之江区保健福祉センター 大阪市西成区保健福祉センター 池田保健所 枚方保健所 八尾保健所 岸和田保健所	大阪市北区保健福祉センター 大阪市中央区保健福祉センター 大阪市天王寺区保健福祉センター 大阪市東淀川区保健福祉センター 大阪市東成区保健福祉センター 大阪市東区保健福祉センター 大阪市東淀川区保健福祉センター 大阪市東淀川区保健福祉センター 堺市保健所 豊中保健所 寝屋川保健所 藤井寺保健所 泉佐野保健所	大阪市都島区保健福祉センター 大阪市西区保健福祉センター 大阪市浪速区保健福祉センター 大阪市東成区保健福祉センター 大阪市鶴見区保健福祉センター 大阪市東住吉区保健福祉センター 東大阪市保健所 吹田保健所 守口保健所 富田林保健所	大阪市福島区保健福祉センター 大阪市港区保健福祉センター 大阪市西淀川区保健福祉センター 大阪市生野区保健福祉センター 大阪市阿倍野区保健福祉センター 大阪市平野区保健福祉センター 高槻市保健所 茨木保健所 四条畷保健所 和泉保健所
兵庫県	神戸市保健所 芦屋健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 福崎健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	尼崎市保健所 伊丹健康福祉事務所 社健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所	姫路市保健所 宝塚健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 和田山健康福祉事務所	西宮市保健所 明石健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 柏原健康福祉事務所
奈良県	奈良市保健所 内吉野保健所	郡山保健所 吉野保健所	桜井保健所	葛城保健所
和歌山県	和歌山市保健所 湯浅保健所 新宮保健所串本支所	海南保健所 御坊保健所	岩出保健所 田辺保健所	橋本保健所 新宮保健所
鳥取県	鳥取保健所	倉吉保健所	米子保健所	日野保健所
島根県	松江保健所 浜田保健所	雲南保健所 益田保健所	出雲保健所 隠岐保健所	県央保健所

石綿救済給付申請受付保健所等一覧

(平成18年6月1日現在)

都道府県名	受付保健所等の名称			
岡山県	岡山市保健所 倉敷保健所 真庭保健所	倉敷市保健所 井笠保健所 津山保健所	岡山保健所 高梁保健所 勝英保健所	東備保健所 新見保健所
広島県	広島市保健所 芸北地域保健所 東広島地域保健所	福山市保健所 広島地域保健所 福山地域保健所	呉市保健所 広島地域海田分室 備北地域保健所	尾三地域保健所 呉地域保健所
山口県	下関市保健所 防府環境保健所 萩環境保健所	岩国環境保健所 山口環境保健所	柳井環境保健所 宇部環境保健所	周南環境保健所 長門環境保健所
徳島県	徳島保健所 美馬保健所	阿南保健所 三好保健所	美波保健所	吉野川保健所
香川県	高松市保健所 西讃保健福祉事務所	小豆総合事務所	東讃保健福祉事務所	中讃保健福祉事務所
愛媛県	松山市保健所 松山保健所	四国中央保健所 八幡浜保健所	西条保健所 宇和島保健所	今治保健所
高知県	高知市保健所 中央東福祉保健所	安芸福祉保健所 中央西福祉保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所
福岡県	福岡市中央保健所 福岡市東保健所 北九州市門司区役所 北九州市八幡東区役所 遠賀保健福祉環境事務所 糸島保健福祉環境事務所 八女保健福祉環境事務所 嘉穂保健福祉環境事務所	福岡市博多保健所 福岡市西保健所 北九州市小倉北区役所 北九州市八幡西区役所 宗像保健福祉環境事務所 田川保健福祉環境事務所 山門保健福祉環境事務所	福岡市南保健所 福岡市城南保健所 北九州市小倉南区役所 北九州市戸畑区役所 粕屋保健福祉環境事務所 久留米保健福祉環境事務所 京築保健福祉環境事務所	福岡市早良保健所 北九州市保健所 北九州市若松区役所 大牟田市保健所 筑紫保健福祉環境事務所 朝倉保健福祉環境事務所 鞍手保健福祉環境事務所
佐賀県	佐賀中部保健福祉事務所 杵藤保健福祉事務所	鳥栖保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所	伊万里保健福祉事務所
長崎県	長崎市保健所 県央保健所 上五島保健所	佐世保市保健所 県南保健所 対馬保健所	壱岐保健所 県北保健所	西彼保健所 五島保健所
熊本県	熊本市保健所 御船保健所 有明保健所	山鹿保健所 八代保健所 宇城保健所	菊池保健所 水俣保健所 天草保健所	阿蘇保健所 人吉保健所
大分県	大分市保健所 別府県民保健福祉センター大分都保健支所 竹田保健所 宇佐高田県民保健福祉センター	国東保健所 臼杵保健所 日田玖珠県民保健福祉センター 宇佐高田県民保健福祉センター	別府県民保健福祉センター 佐伯県民保健福祉センター 日田玖珠県民保健福祉センター玖珠保健支所 宇佐高田県民保健福祉センター高田保健部	別府県民保健福祉センター日出保健支所 大野県民保健福祉センター 中津保健所
宮崎県	宮崎市保健所 小林保健所 中央保健所	都城保健所 高鍋保健所	延岡保健所 高千穂保健所	日南保健所 日向保健所
鹿児島県	鹿児島市保健所 川薩保健所 志布志保健所 名瀬保健所	指宿保健所 出水保健所 鹿屋保健所 徳之島保健所	加世田保健所 大口保健所 西之表保健所	伊集院保健所 始良保健所 屋久島保健所
沖縄県	北部保健所 宮古保健所	中部保健所 八重山保健所	中央保健所	南部保健所

平成 年度(半期) 発揮能力評価表《5・6等級用》

経営理念	私たちが環境分野の就業実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。	経営方針	・良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。 ・公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。 ・関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の輿となるよう努めます。 ・職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。	所属:
				氏名:
				一次評価者:
				二次評価者:

職員行動指針の実践から求められる発揮能力	発揮能力評価項目定義	ウエイト ①	評価			評点 ①×②												
			自己評価	一次評価	二次評価 ②													
1 受益者志向	事業の直接の対象者および機構外の関係者の要望を早急に満たすための施策を実行している	7%																
2 倫理観・遵法	機構の公共的使命を常に自覚し、厳しく自己管理を行うと共に、不正に対して毅然とした態度を取る	7%																
3 知識・技術の向上	業務の遂行に必要な知識・技術を進んで習得し、その向上に努めている	7%																
4 達成志向	自ら進んで仕事を見つけ、担当した仕事は必ず完遂するという責任感をもって取り組んでいる	7%																
5 コスト意識・効率性	常にコスト意識を持ち、業務を迅速かつ着実に遂行することを通して効率性向上に貢献している	7%																
担当業務遂行に求められる発揮能力	発揮能力評価項目定義	ウエイト ①	評価			評点 ①×②												
6 対応力・柔軟性	組織内外の関係者からの要望事項・問い合わせ事項に対して、上司のアドバイスを受けながら、柔軟に対応する	7%																
7 企画力	上司の具体的指示に基づいて、業務計画や事業内容を立案し、事業遂行過程で起こる課題の解決や業務効率化のための施策を考える	7%																
8 情報収集・展開	指示された必要な情報を組織内外から収集し、有益な情報を関係者へ展開する	7%																
9 正確性・着実性	依頼を受けた事項や定型業務を周囲の状況を考慮しながら、正確かつ着実に執行する	11%																
10 調整力	組織内外の関係者各々の状況を踏まえて、関係者間で問題が起こらないように、意見の調整を進めている	7%																
11 判断力	事業・業務の目的や、基準など組織内のルールを考慮しながら、上司の指示・支援を受けながら、その場の状況に応じて適切な判断をする	11%																
12 チームワーク	部署内のメンバー及び他部署と協力して業務を遂行し、同僚が困難な状況に遭遇した際は、助け合って解決している	15%																
【評価基準】 定義を確認し、それに準じた行動をとっているかを判断して評価を行う		ウエイト計	100%	評価点 (各評点の合計点)		0.00												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>他のメンバーに率先垂範して常に実行している</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>困難な場面でも一定以上のレベルを保ち実行している</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>多くの場面で独力で実行している</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>上司の指示・促しや周囲の支援を必要とする場面が多い</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>指示・支援を受けても実行できていない</td> </tr> </tbody> </table>							基準		14	他のメンバーに率先垂範して常に実行している	12	困難な場面でも一定以上のレベルを保ち実行している	10	多くの場面で独力で実行している	8	上司の指示・促しや周囲の支援を必要とする場面が多い	6	指示・支援を受けても実行できていない
基準																		
14	他のメンバーに率先垂範して常に実行している																	
12	困難な場面でも一定以上のレベルを保ち実行している																	
10	多くの場面で独力で実行している																	
8	上司の指示・促しや周囲の支援を必要とする場面が多い																	
6	指示・支援を受けても実行できていない																	
【本人コメント】																		
【一次評価者コメント】 (評価面談実施日: / /)																		
【二次評価者コメント】 (一次評価からの変更点を中心に)																		

*点数:少時点第2位以下については切り捨て

平成17年度職員研修実績

全研修実績	25講座	延べ408名
-------	------	--------

内訳

1. 一般研修

研修名	研修日程	受講者数
大気・交通環境研修	8/25～26	1名
衛生管理者要請研修	4/16～8/20(5回)	1名
サービス・懲戒実務研修	6/9	1名
勤務時間・休暇関係実務研修	6/10	2名
任用実務研修	5/20	1名
職員相談員実務研修	7/1	1名
独立行政法人の固定資産の減損に係る会計基準について	7/15	2名
平成17年度監察・監査中央セミナー	8/25～26	1名
心の健康づくり研修	9/9	1名
給与実務研修(人事院勧告)	8/29	2名
独立行政法人セミナー(減損会計)	9/21	1名
予算編成支援システム研修	10/13,10/18	5名
環境教育研修	11/7～11/11	2名
給与実務研修(俸給関係)	10/12,10/14	3名
給与実務研修(諸手当関係)	11/16,11/18	2名
消費税中央セミナー	11/15	5名
事業団等調達担当者研修会	12/2	1名
母性保護・育児休業研修会	2/10	1名
非常勤職員雇用の人事実務研修会	3/10	1名
平成17年度人権に関する国家公務員等研修会	2/16	6名
情報公開・個人情報保護制度の運営に関する説明会	2/28	1名
給与構造の改革に関する説明会	2/28	2名
計		43名

2. その他

研修名	研修日程	受講者数
セクシュアル・ハラスメントに関する講演会	6/6～8(3回)	120名
産業医による講演会(健康管理研修)	8/30,9/6	110名
人事評価制度試験運用のための職員研修	4/25～27,9/28・29	135名
計		365名

静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業の概要

1．事業の名称

この事業は、静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業と称する。

2．事業の目的

富士市は、臨海部に立地する工場群の事業活動に起因する大気汚染による公害が著しく、旧公害健康被害補償法に基づく第1種地域に指定されていたところである。

また、当該地域は、第二東名自動車道の整備が予定されているなど自動車排ガス等による大気汚染が今後著しくなるおそれがあり、その防止及び軽減と都市環境の改善・向上を図るために大気汚染対策緑地を設置しようとするものである。

3．事業の種類

この事業は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年5月16日法律第43号）附則第7条第1項第1号の規定に基づき旧環境事業団から承継した大気汚染対策緑地の設置及び譲渡とする。

4．事業を実施する場所

静岡県富士市入山瀬

5．譲渡の相手方の地方公共団体の名称

名称	富士市（市長 鈴木 尚）
所在地	富士市永田町1丁目100番地

6．事業区域、設置する主たる施設その他の設計の概要

事業面積	約6.8ヘクタール
設計の概要	園路及び広場、修景施設、休憩施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

7．事業着手及び完了の予定時期

着手	平成10年7月
完了	平成19年3月予定

8．事業に要する費用

8,864百万円

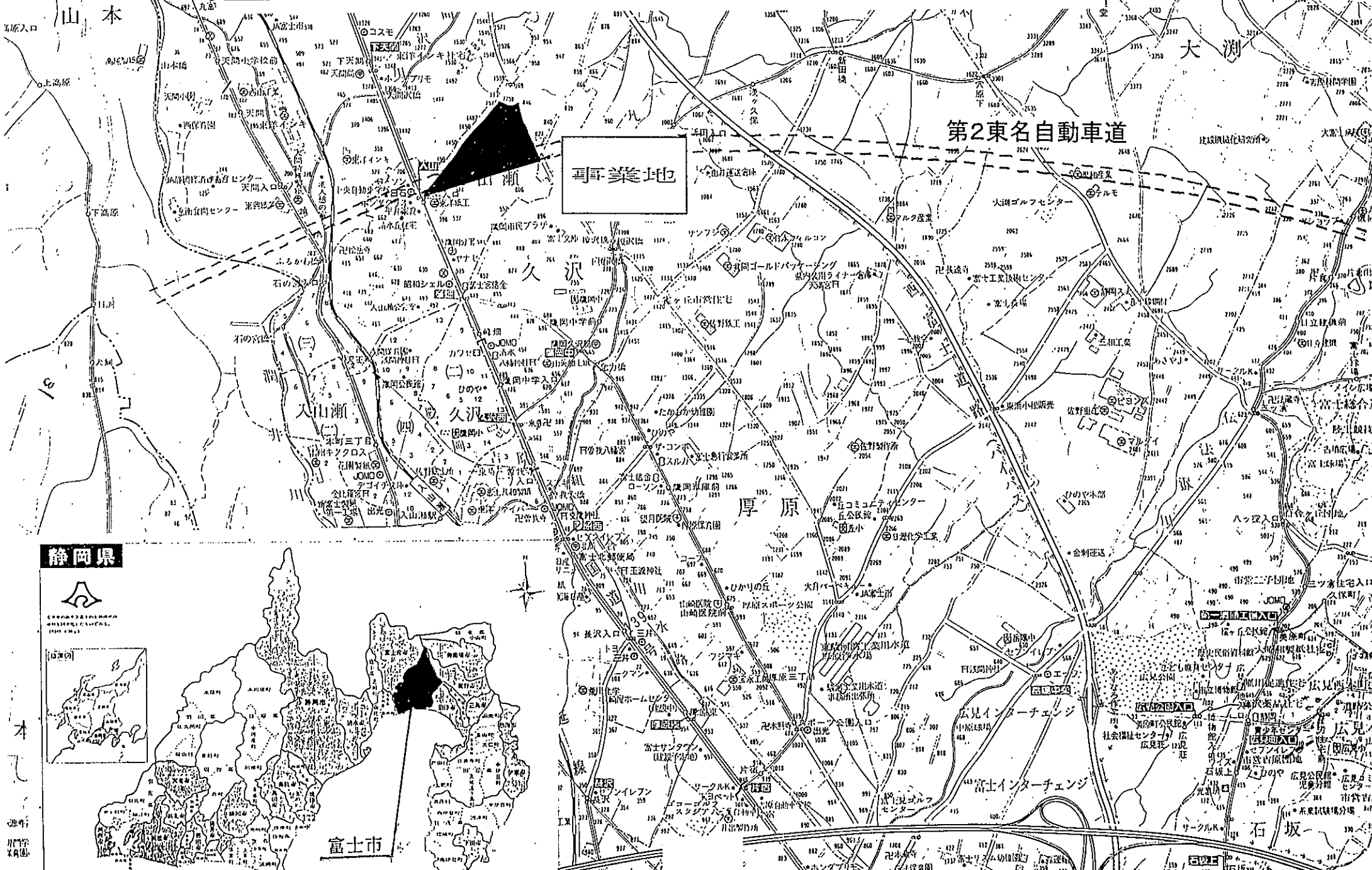
9．事業に係る都市計画に関する事項

岳南広域都市計画緑地3号入山瀬緑地
（平成9年9月26日 静岡県告示第810号）

10. その他事業に関する重要事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 譲受申込書 | (当 初)平成10年 4月14日
(第1回変更)平成14年11月14日
(第2回変更)平成16年 3月29日
(第3回変更)平成17年11月14日 |
| (2) 事業実施計画 | (当 初)平成10年 6月15日
(第1回変更)平成15年 1月14日
(第2回変更)平成16年 7月 8日
(第3回変更)平成18年 2月28日 |
| (3) 譲渡契約 | (当 初)平成10年 7月 1日
(第1回変更)平成15年 1月31日
(第2回変更)平成16年 7月30日
(第3回変更)平成18年 3月 1日 |
| (4) 都市計画事業承認 | (当 初)平成10年10月 6日
(第1回変更)平成13年 1月 9日
(第2回変更)平成15年 3月13日
(第3回変更)平成16年 9月 3日
(第4回変更)平成18年 3月24日 |
| (5) 確定契約 | (第 1 回)平成14年 7月 1日
(第 2 回)平成15年 7月 1日
(第 3 回)平成16年10月 1日
(第 4 回)平成17年10月 1日 |

静岡（富士）地区大気汚染対策緑地建設事業地



事業地

第2東名自動車道

静岡県



富士市

北

静岡(富士)地区大気汚染対策緑地



環境事業団		年月日
業務名	静岡(富士)緑地測量・実地設計業務	
図面名	実地設計全体平面図	図面番号
設計		
		1:1,000